

令和7年第1回広尾町議会定例会 第1号

令和7年3月4日（火曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 諸般の報告
- 3 会期の決定について
- 4 総務常任委員会報告
- 5 産業常任委員会報告
- 6 行政報告
- 7 令和7年度町政執行方針
- 8 令和7年度教育行政執行方針
- 9 選挙第 1号 広尾町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について
- 10 議案第 8号 地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院第2期中期計画の一部変更の認可について
- 11 議案第 9号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 12 議案第10号 広尾町史編さん委員会条例の制定について
- 13 議案第11号 広尾町地域公共交通会議条例の制定について
- 14 議案第12号 非常勤の特別職の職員に対する報酬、費用弁償支給条例の一部改正について
- 15 議案第13号 広尾町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 16 議案第14号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 17 議案第15号 広尾町職員給与条例の一部改正について
- 18 議案第16号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
- 19 議案第17号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正について
- 20 議案第18号 広尾町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 21 議案第19号 広尾町乳幼児等医療費助成事業に関する条例の一部改正について
- 22 議案第20号 広尾町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について
- 23 議案第21号 定住自立圏形成協定の変更について

○出席議員（13名）

1 番	斎 藤 弘 樹	2 番	尾 矢 利 昭
3 番	大 庭 克 彦	4 番	雄 谷 幸 裕
5 番	山 岸 謙 一	6 番	松 田 健 司
7 番	志 村 國 昭	8 番	浜 野 隆
9 番	萬亀山 ちず子	10 番	前 崎 茂
11 番	渡 辺 富久馬	12 番	山 谷 照 夫
13 番	堀 田 成 郎		

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町	長	田	中	靖	章
副 町	長	及	川	隆	之
会 計 管 理 者		沖	田	一	美
兼 出 納 室 長		沖	田	一	美
総 務 課 長		山	崎	勝	彦
総 務 課 参 事		保	坂	一	也
併 総 務 課 参 事		西	内		努
併 総 務 課 主 幹		木	村	正	樹
併 総 務 課 主 幹		坂	田	邦	昭
併 総 務 課 主 幹		北	山		誠
企 画 課 長		鎌	田		慎
企 画 課 長 補 佐		木	下	慶	太
住 民 課 長		柏	崎	弥 香	子
住 民 課 長 補 佐		山	岸	達	也
兼 住 民 課 長 補 佐		三	浦	直	子
保 健 福 祉 課 長		山	畑	裕	貴
保 健 福 祉 課 参 事		宝	泉		大
兼老人福祉センター所長		山	畑	裕	貴
兼地域包括支援センター長		山	畑	裕	貴
兼健康管理センター長		宝	泉		大
健康管理センター次長		三	浦	直	子
保健福祉課子育て支援室長		浜	頭		力
兼子育て世代包括支援センター長		浜	頭		力

認定こども園ひろお保育園長	船	田	光	恵
豊 似 保 育 所 長	小	村	和	徳
特別養護老人ホーム所長	金	石	輝	義
兼養護老人ホーム所長	金	石	輝	義
農 林 課 長	寺	井		真
兼 町 営 牧 場 長	寺	井		真
水産商工観光課長	室	谷	直	宏
水産商工観光課長補佐	山	田	雅	樹
建設水道課長	楠	本	直	美
建設水道課長補佐	三	上	昌	樹
建設水道課長補佐	川	崎	幸	一
兼下水終末処理センター長	楠	本	直	美
港 湾 課 長	安	岡	伸	弘
港 湾 課 長 補 佐	須	田	圭	一

〈 教 育 委 員 会 〉

教 育 長	山	岸	直	宏
管 理 課 長	渡	辺	將	人
学校給食センター所長	三	浦	弘	樹
社 会 教 育 課 長	村	中	晃	央
兼 図 書 館 長	村	中	晃	央
兼 海 洋 博 物 館 長	村	中	晃	央

〈 選 挙 管 理 委 員 会 〉

委 員 長	(19)	田	㊦	行
併 書 記 長	山	崎	勝	彦

〈 監 査 委 員 〉

代 表 監 査 委 員	澤	田	佳	幸
併 書 記 長	白	石	晃	基

〈 公 平 委 員 会 〉

委 員 長	鈴	木	孝	俊
併 書 記 長	山	崎	勝	彦

〈 農 業 委 員 会 〉

会		長	大	森	康	雄
事	務	局	森	谷		亨
		長				

○出席事務局職員

事	務	局	長	白	石	晃	基
事	務	局	次	佐	藤	直	美
総	務	係	主	別	所	龍	月
		事	補				

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

- 1、議長（堀田） ただいまから、令和7年第1回広尾町議会定例会を開会します。
直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 1、議長（堀田） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、2番、尾矢利昭議員、8番、浜野隆議員を指名します。

◎日程第2 諸般の報告

- 1、議長（堀田） 日程第2、諸般の報告を行います。
2月26日に議会運営委員会が開催され、報告書はお手元に配付しておりますので、委員会報告は省略します。
次に、議会の動向ですが、各自お手元に配付しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。
次に、本定例会に、町長から議案31件を受理しております。
また、議会から議案1件、意見書案1件を受理しております。
また、3月11日に任期満了となる選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。
次に、説明員の出席につきましては、別紙一覧表のとおり委任・嘱託の申出のあった関係者の出席を求めています。
次に、監査委員より令和6年11月から令和7年1月までの例月出納検査及び定例監査の報告があり、報告書は各自お手元に配付しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。
また、一部事務組合議会の報告につきましても配付しておりますので、ご覧いただきたいと思います。
一般質問は6人の議員から通告があり、3月6日と7日に行います。
以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第3 会期の決定について

- 1、議長（堀田） 日程第3、会期の決定についてを議題とします。
この件は、さきに議会運営委員会が開催され、審査結果については配付した報告書のとおりであります。
本件に対する委員会の報告は、本日4日から3月13日までの10日間とするものです。
お諮りします。委員会の報告のとおり会期は本日4日から13日までの10日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日4日から3月13日までの10日間とすることに決しました。

◎日程第4 総務常任委員会報告

1、議長（堀田） 日程第4、総務常任委員会報告を行います。

本報告は所管事務調査であり、報告書は配付している定例会報告書38ページです。

ここで、委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長、浜野隆議員、登壇の上、報告願います。

1、総務常任委員会委員長（浜野） 総務常任委員会所管事務調査報告をします。

令和6年第4回定例会で承認を得た所管事務調査を下記のとおり実施したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、委員会の開催状況であります。

(1)、開催日は、令和7年2月6日木曜日です。

(2)、開催場所は、議員控室です。

以下については記載のとおりでありますので、割愛させていただきます。

2、調査の内容。

本町におけるデジタルトランスフォーメーション（DX）の取組について。

国は「デジタル田園都市国家構想総合戦略」の中で、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指し、地方公共団体の課題解決や魅力向上を図るため、デジタル技術の積極的な活用を推進する地方公共団体に各種支援を講じるとしている。国の方針を受け、本町では「第3期広尾町総合戦略」にデジタル技術を活用した事業、取組を掲載したところである。

(1)、庁内業務の課題及びデジタル技術を活用した業務改善であります。

広尾町地方創生推進本部の作業部会である「デジタル施策検討部会」において、業務で生じている課題の洗い出しと、デジタル技術を活用することでそれらの課題をどう改善できるか意見交換が行われました。

1)、窓口業務であります。

現状と課題は、職員の減少により1人当たりの業務量の増加、手書きの申請が多いことが挙げられ、業務改善には、窓口業務をデジタル化することで少ない職員で対応が可能になり、職員のみならず住民にとっても負担軽減が図られる。手書きの申請書をスキャンするなどによる読み込みで、手入力の作業が省けて事務量の削減が期待できる。

住民票、戸籍、印鑑証明を取得する際に、顔写真付きの本人確認書類の提出があれば、担当者が必要事項を記載済みの申請書を用意し、申請者は名前と連絡先を記載するだけで済む「かんたん窓口」を令和5年4月から始めている。

2)、各種申請・予約であります。

現状と課題は、各種申請では紙に署名もしくは記名押印、電話受付など基本的に対面ベースの手続となっており、役場へ行かなければならない、行っても担当者の不在などにより一度で用事が全て済まないこともあることが、住民の負担となっている。健診、各種教室の申込みは電話での受付が一般的になっているが、受付後の修正連絡が非効率であり、ミスも発生しやすい。各種公共施設の使用申請を紙媒体で行っている。

業務改善にはオンライン申請を導入することで、住民が自分のタイミングで手続が可能になる。受付・予約システムを導入することで、業務の効率化、住民の利便性の向上が期待される。

3)、会議資料等であります。

現状と課題は、議会及び各種会議において議案・資料が紙媒体となっていることで、修正などが生じた際に議案等を調整する業務量が多いこと、大量の紙を使用していること、大量の廃棄が生じていることなどが挙げられる。令和5年度の役場全体の用紙購入量は、A4サイズが204万2,500枚、A3サイズが6万7,500枚で、購入金額は約200万円となっている。ペーパーレスの課題は、メールの印刷処理、紙での決裁、押印の必要性など幅広く関連するものであり、ペーパーレスの推進は早急に検討が必要な課題となっている。

業務改善に向けては、タブレットやパソコンを活用し、議案や各種資料を紙ではなくPDFなどのデータ配付とすることで、紙と業務量の削減につながることが期待できる。十勝管内では7市町村で議会本会議でのタブレット導入がされている。

4)、一般事務であります。

現状と課題は、各種会議の会議録をメモや録音データから作成しており、時間がかかっている。

業務改善に向けては、会議録作成アプリを導入することで、会議録の作成時間を短縮でき、その分を他の業務に注力することができる。

5)、その他の事務であります。

現状の紙ベース決裁を電子決裁にすることで、紙の使用量、郵便料の削減、書類保管スペースの削減、職員不在での決裁が滞る事務スピードの低下を防ぐことにつながる。財務・経理事務においても電子決裁にできないか、オンライン決済への対応や公用クレジットを導入することで事務の効率化が図られる。

出勤簿、休暇簿、時間外勤務命令簿の申請、集計を手書き、手作業で行っていることで、事務作業の増加や集計誤りなどにつながっていることから、システムやアプリを導入することで効率化を図ることができる。

ネットワーク・基幹システムについて、現状では、行政専用のネットワーク、インターネット、住民基本台帳系の端末、その他独自の業務システム用のパソコンがあり、パソコンだらけで執務スペースを圧迫している。自席のパソコンでインターネットへアクセスできれば業務の効率化につながるが、国の指針があり、情報漏えいの観点から、改善するには高いハードルがある。

(2)、自治体情報システムの標準化であります。

1)、システムの標準化とは。

急速な少子高齢化の進行による人口減少時代を迎え、インフラの維持費増大や働き手が減少する中、継続して行政サービスが提供できるよう地方自治体にデジタル化の推進が強く求められている。

国において、地方行政のデジタル化を推進するために「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」を制定し、地方公共団体情報システムの標準化を実施することは地方公共団体の責務であると明記された。

全国の自治体に対し、基幹業務20業務のシステムを令和7年度末までに標準仕様書準拠システムへ移行することを求めている。

2)、システム標準化の目的であります。

自治体の情報システムを標準化することで、「住民サービス・利便性の向上」「行政事務の効率化」などの具体例として、1点目は「人的・財政負担の軽減」です。システムを標準化することで、システム改修などの費用負担やシステム事業者等との調整協議に係る人的負担の軽減が図られるものであります。2点目は、「行政サービス・住民の利便性の向上」です。人的負担が軽減された時間を企画立案や住民への直接的なサービス提供などの業務に注力できるようになり、行政サービスの向上が図られ、また、どこの市町村にいても同じ行政サービスの提供が受けられる社会の実現が図られるものである。3点目は、「行政運営の効率化」です。標準準拠システムの導入による事務事業の見直しの促進やデジタル化による職員負担の軽減が図られ、また、ガバメントクラウドの活用によりサーバー機器等の更新や維持管理経費の軽減が図られるものであります。

3)、システム標準化対策業務であります。

①、児童手当、②、子ども・子育て支援、③、住民基本台帳、④、戸籍の附票、⑤、印鑑登録、⑥、選挙人名簿管理、⑦、固定資産税、⑧、個人住民税、⑨、法人住民税、⑩、軽自動車税、⑪、戸籍、⑫、就学、⑬、健康管理、⑭、児童扶養手当、⑮、生活保護、⑯、障がい者福祉、⑰、介護保険、⑱、国民健康保険、⑲、後期高齢者医療、⑳、国民年金であり、⑭の児童扶養手当と⑮の生活保護の業務は北海道の所管であるので、これらを除く18の業務が町の業務であります。

4)、移行スケジュールの予定であります。

対象業務のうち④、⑪、⑱を除く15の業務については、本年度中に作業を終え、並行稼働の後、令和8年1月中をめどに本稼働へ移行する見込みである。④、⑪は先行して作業が進んでおり、本年10月に移行を終える予定となっている。⑱、北海道国民健康保険団体連合会が主体となり作業が進められていて、令和7年度中に段階的に移行を進め、令和8年3月には移行が完了する予定となっております。

5)、移行に係る経費の見込みの概算であります。

一般会計、特別会計を合わせて1億2,185万7,168円、国庫補助金が8,160万3,000円見込まれております。令和8年度以降の経費は6,139万9,744円が見込まれ、ランニングコスト比較では令和6年度の経費と比較して3,200万6,744円の増が見込まれているということでありました。

6) のシステム構成図は、44ページのとおりであります。

次に、委員からの質疑であります。

質疑の内容を読み上げます。

新人職員による窓口利用体験調査を行うことは可能か。説明として、今まで実施されていないが、今後、必要性を考えながら進めていきたい。

委員から、予算をかけずにできることから始める、各種申請書の統一を図ることは考えられるかについては、各種申請書の統一は、住民の利便性向上が見込まれるので、検討する必要がある。

本町で行われている「かんたん窓口」を「書かないワンストップ窓口」に改善することはできるかに対しては、今後検討を進めていきたいということでありました。

情報システム移行によって住民サービス向上がどこまで図られるかに対しては、全国どこでも同じサービスを受けられることが目的であるが、住民にとっての恩恵は未知数であるということでありました。

次に、随意契約により移行作業が進められているが、デジタル庁が示すベンダーロックインの回避にはなっていないのではないかとという質疑に対し、この事業を進めるに当たっては、国のガイドラインに従い公募型入札を行うため、情報提供依頼を行った市や町が道内に複数あったが、実際に応募があったのは既存の業者1社からだけであったと聞いている。各ベンダーが今抱えている業務で手がいっぱいなのが現状のようであるということでありました。

次に、ランニングコストが職員4、5人分に相当すると思われるが、それに見合ったコストと考えるかについては、国の試算によるとクラウド利用料が2,700万円になっているが、フル稼働になると年間3、4千万円になる見込みである。デジタル庁で経費の節減を働きかけているところであるということでありました。

次に、現行のサーバーからクラウドに移行するということだが、現行のサーバーはどうなるのかに対しては、利用できるサーバーはLGWAN系の業務で活用していくということでありました。

公共サービスメッシュの連携で、本町の交通の部分で連携できると認識しているかの問いに対し、交通の分野でのデジタル技術の活用は、国からも示されているということでありました。

次に、DXを進める上での外部人材の活用をどのように考えるかに対し、専門的知識は職員では限界があり、外部人材を活用したいと考えているが、進んでいないということでありました。

次に、外部人材活用が進まない要因は何かに対し、町の課題を洗い出せていない、その人に何をやってもらうかの方針が決まっていない状況であるとのことでありました。

生成AIの活用はどこまで検討されるかに対して、文書作成など業務時間の短縮が期待できる。懸念する点はあるが、今後検討したいということでありました。

庁内業務の課題は整理されているが、担当がどこになるのかに対して、役場内部のデジタル化推進は総務課が担当、町全体のDX化は企画課が担当になるが、細かい業務分担が整っていないので、庁内体制を確立して計画的に進めたいとのことでありました。

次に、AI議事録システムの導入にはどのくらいの費用がかかるかに対して、1ライセンス月額8万3,000円、1ライセンス追加で1万5,000円かかり、仮に2ライセンスだと年間120万円の見込みであるということでありました。

勤怠管理システムはぜひとも導入すべきと思うが見込みはどうかに対して、トライアルの際に運用していく管理の面で好印象ではなかったのもう少し使いやすいシステムのものがあれば導入

をしたいという考えでありました。

次に、ネットワーク・基幹システムが国の指針で高いハードルがあるようだが、管内の町村もこの高いハードルを越えられないでいるのかに対して、管内では2町で対応していると聞いている。デジタル庁が将来的に三層分離方式を段階的に廃止して統合する方針を打ち出しているとのことでありました。

次に、システムの標準化で、8年度以降のランニングコストについて、普通交付税での財源措置は予定されているのかについては、まだ明確に示されていないが要望していくとのことでありました。

最後に、システム標準化の移行で税は町民周知を予定しているが、他に事前通知が必要な事務はないかとの問いに対して、現状ではないと認識しているが、改めて確認を各課に依頼するとのことでありました。

以上で、総務常任委員会所管事務調査の報告を終わります。

1、議長（堀田） 以上で、報告を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、質疑を終結します。

以上で、総務常任委員会報告を終わります。

◎日程第5 産業常任委員会報告

1、議長（堀田） 日程第5、産業常任委員会報告を行います。

本報告は所管事務調査であり、報告書は配付している定例会報告書45ページです。

ここで、委員長の報告を求めます。

産業常任委員会委員長、前崎茂議員、登壇の上、報告願います。

1、産業常任委員会委員長（前崎） 産業常任委員会所管事務調査報告を行います。

令和6年第4回定例会で承認を得た所管事務調査を下記のとおり実施したので、会議規則第77条の規定により報告をします。

1の委員会の開催状況であります。

（1）、開催日、令和7年1月23日木曜日であります。

（2）以下、記載のとおりでございます。

2の調査の内容であります。

（1）、広尾町の空き店舗の現状と今後の活用方策について。

広尾町の空き店舗の現状と今後の活用方策について、資料に基づき説明を受けた。

①、広尾町の空き店舗の現状について。

本町の空き店舗は、広尾町商工会の調査に基づき本通の状況しか把握していないとのことで、本

通4丁目から13丁目までの空き店舗の状況（令和6年10月末現在）について説明を受けた。

スナック5店、飲食店、喫茶店各2店、呉服店4店、理美容院3店、その他7店の計23店が空き店舗の状況である。

主な要因としては、経営者の高齢化と後継者不足による廃業が挙げられる。

②、広尾町の商工業者等の推移であります。

本町の商工業者数は、平成5年度は504業者であったものが令和5年度には411業者になり、30年間で93業者、18.5%の減少となっております。

そのうち、小規模事業者数は、平成5年度の446業者から令和5年度には333業者になり、30年間で113業者、25.3%の減少となっている。

本町の商工会会員数は、平成5年度で419人であったが、令和5年度には258人となり、30年間で161人、38.4%減少している。

③、本町商工会会員の業種別年代構成であります。

本町の商工会会員の経営者の年代別構成は59歳以下と60歳以上の構成と、後継者の有無については、建設業は48業者のうち、59歳以下は13人、60歳以上は35人、そのうち後継者を有するのは13人となっている。

製造業は28業者のうち、59歳以下11人、60歳以上17人、うち後継者ありは11人。

卸・小売業は65業者のうち、59歳以下は17人、60歳以上が48人、うち後継者ありは16人。

飲食業は27業者のうち、59歳以下8人、60歳以上が19人、うち後継者ありが2人。

サービス業は33業者のうち、59歳以下13人、60歳以上20人、うち後継者ありが11人。

その他51業者のうち、59歳以下15人、60歳以上が36人、うち後継者ありが8人。

全体の業種252業者では、59歳以下が77人（30.6%）、60歳以上が175人（69.4%）、うち後継者ありが61人（24.2%）となっています。

（2）、起業家等支援の現状と今後の見通しについてであります。

広尾町において新たに事業活動を行う者や新規分野での事業活動を行う者を支援し、起業の促進による産業の振興、商店街の活性化を図る目的として、平成27年3月に「広尾町起業家等支援要綱」を制定した。

①、補助金の対象者であります。

広尾町に居住する者。

3年間以上の事業継続が見込まれる者。

町税等を滞納していない者。

②、補助金の対象事業であります。

起業家等支援事業（対象経費の2分の1以内、空き店舗等を活用する場合は10分の10とし、限度は100万円。平成30年度までは限度200万円）。

新製品等開発支援事業（対象経費の2分の1以内、限度は30万円）。

③、補助金の申請等であります。

事業計画書を提出し、審査委員会で審査認定後、交付決定。

事業着手し実績報告書提出（3年以上の事業継続）、金額の確定後交付。

次、④、起業家等の実績状況であります。

平成27年度が4件で、補助金額が781万円、うち1件が年度内に廃業しております。

平成28年度、5件、補助金額が889万円。

平成29年、「5件」となっていますが、「3件」にご訂正をお願いいたします。3件で、補助金額が600万円。

令和2年度、2件で、補助金額が200万円。

令和3年から令和5年度まで各1件で、補助金額も各100万円となっております。

平成27年度から令和5年度まで合わせて17件、補助金額は2,770万円となっております。

主な委員の質疑であります。

第6次まちづくり計画の「空き家再生プロジェクト」で「日本で一番、空き家を活用できるまちをめざす」として、町内で増加している空き家や空き店舗を再利用し有効活用を図るとしているが、取組の具体的な状況は。ほかの町村では、空き家バンクや空き店舗に特化した制度を設けており、助成している町村も見受けられるが、本町はどのように取り組まれているのか。町の説明であります。空き店舗対策に対する直接的な商工振興は現時点では行っていない。空き家再生プロジェクトは企画課が担当で、地域おこし協力隊が担当している。現在、空き家バンクとして登録されている物件は3件となっている。

委員の質疑であります。新製品等開発支援事業の利用状況について、昨年度や今年度、どのような製品開発があったのか。説明として、昨年度は牛肉を使用したハムやソーセージの新商品試作委託事業を展開した費用の助成を、今年度はトドマツからのアロマオイルのフレーバー（香り）を試作している段階である。

委員から、新商品開発が2件だけとのことで利用実績が少ないと感じるが、周知不足やニーズの把握など、要因として挙げられるものは。説明として、制度的には認識されていると思うが、申請が煩雑であることがハードルとなっていると思われる。

委員から、起業家等支援事業で保証人が必要だとか、上限の200万円が100万円に減額されたが、これらの規制緩和は検討されているのか。説明として、過去に数か月で廃業した事業者があり、当時の産業常任委員会で保証人をつける指摘があったことから現在の形式にした。商工会とは直接相談等はしていない。

委員から、業種別年代構成では、252業者のうち、60歳以上の経営者が7割程度を占めているが、後継者がいる事業者は61件となっており、200件近くが後継者がいない実態を考えると、ここ10年以内で多くの空き家、空き店舗が生ずる可能性があると思われる。補助金が100万円だと厳しい側面もあると思うが。あわせて、飲食業に関しては、27件のうち後継者がいる業者は2件で、9割の方が後継者不在とのことである。5年先、10年先を視野に入れていかなければならないと考えるが、関係機関との協議は進められているのか。説明として、商工会とは、毎年度、商工振興懇談会等で問題点や要望を受けている。事業承継については課題もある中で、今後も商工会と協議を進めたい。飲食店については、他の町村が取り組んでいる地域おこし協力隊を活用した方策について協議をし

ているが、実現には至っていない。

委員から、事業承継の問題を空き店舗の問題として捉える必要があると思われる。産業振興、商店街の活性化、雇用の促進を図る観点で取り組むことが肝要である。また、起業家支援に関し、支援制度が問題ではなく、審査に課題があったのではないかと商工会でも議論されたところである。空き店舗並びに事業承継について、今後、前向きに検討していただきたい。それぞれの説明を踏まえて検討、協議したいということでありました。

以上で、産業常任委員会の所管事務調査報告を終わります。

1、議長（堀田） 以上で、報告を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、質疑を終結します。

以上で、産業常任委員会報告を終わります。

◎日程第6 行政報告

1、議長（堀田） 日程第6、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありますので、発言を許します。

田中町長、登壇願います。

1、町長（田中） 令和7年第1回広尾町議会定例会にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

行政報告をさせていただきます。

1点目の漁業の生産実績状況についてであります。

別冊の行政報告資料の1ページをお開き願います。

令和6年の漁業生産は、地元水揚げ19億9,563万円、外地水揚げ7,215万円の合計20億6,778万円で、これに外来船水揚げ28億6,514万円を加え49億3,292万円となり、前年対比72.8%、18億3,847万円の減となっております。

漁業種類別の内訳では、地元水揚げでは、沖合底引き網漁業が10億637万円で、前年比2億225万円の増、秋サケ定置網漁業が2億7,264万円で、前年比1億4,724万円の増、ツブ籠漁業が8,583万円で、前年比3,389万円の増となりましたが、毛ガニ籠漁業が1億6,381万円で、前年比6,380万円の減、タコ空釣り漁業が2,562万円で、前年比3,166万円の減のほか、スケソウ刺し網漁業が水揚げ減となっております。

また、広尾漁協所属の船が他市町村に水揚げをする外地水揚げでは、イカ釣り漁業が2,116万円で、前年比1,187万円の減となっております。

組合員以外の外来船が広尾町へ水揚げをする外来船水揚げでは、イワシ巻き網漁業が28億5,975万円でほぼ全体を占めておりますが、前年比21億2,484万円の減となっております。

本町産業の根幹をなす漁業経営は、長引く不安定な世界情勢の影響を受け、円安の加速、原油・原材料の高騰が続き、さらには海洋熱波など厳しい気象変動による天候や海況の不順が重なり、依然として厳しい経済状況が続いております。持続的な漁業活動を営み、消費者皆様の信頼に応える水産物の生産や販売を続けられることに感謝と敬意を表するところであります。

次に、2点目の農業の生産状況についてであります。

資料の2ページをご覧ください。

広尾町農協の令和6年の農業生産額の概算値が示され、畑作、畜産を合わせた生産額は、表の一番下であります。前年比8.7%増の94億8,255万円となり、過去最高額を更新したところであります。

部門別に申し上げます。

畑作部門は、期間を通し平年よりも気温が高く推移したことから、一部の作物を除き畑作全体の生育は比較的良好に推移したことから、生産額は前年度比27.7%増の3億5,335万円となり、前年を大きく上回る結果となりました。

畜産部門は、生乳の生産も順調に伸び、乳量は前年比9.1%増の6万7,059トンと上回りました。また、個体販売は昨年より下回る見込みとなりましたが、畜産全体では前年比8.1%増の91億2,920万円の生産額となり、過去最高額を更新いたしました。農業経営は燃油や飼肥料などの生産資材の高騰が長期化し、過去に類を見ないほど大変厳しい状況が続いておりますが、そのような中でも、生産者の皆様のたゆまぬ努力によりまして、90億円を超える生産額を達成したことに深く敬意を表するところであります。

次に、3点目の業務委託契約の締結についてであります。

業務名は、町史編さん委託業務であります。

契約の相手方は、札幌市中央区北5条西6丁目2番地2札幌センタービル4階、株式会社ぎょうせい北海道支社、支社長山田真也であります。

契約額は3,630万円でありまして、業務期間は令和7年1月10日から令和12年3月31日までであります。

業務の概要であります。町史の原稿執筆や印刷製本等であります。

指名業者の状況であります。本業務の特性から、出版社のノウハウが必要となり、入札参加資格を有する者で、唯一、年史発行業務を受注でき、多数の実績を有している株式会社ぎょうせい1社としたものであります。

なお、本業務の債務負担行為については、令和6年第2回定例会にて議決をいただいているところであります。

次に、4点目の第1期広尾町こども計画の策定についてであります。

本町の子ども・子育て支援につきましては、第2期広尾町子ども・子育て支援事業計画を基本として、令和2年度から令和6年度までの5年間の計画期間として推進してまいりました。このたび、第3期計画の策定に伴い、各法令等に基づき、次世代育成支援行動計画、こどもの貧困対策計画、子ども・若者計画などの4つの計画を包含する一体的な計画として、第1期広尾町こども計画を策

定いたしましたので、ご報告申し上げます。

お配りをしております行政報告資料2をお願いいたします。

行政報告資料2の41ページ、42ページをお開きいただきます。

本計画につきましては、第6次広尾町まちづくり推進総合計画を上位計画として整合を図り、41ページにありますとおり「住み慣れた地域で安心して暮らせる支え合いのまちづくり」を基本理念とし、国が定めたこども大綱に掲げられているこどもまんなか社会の実現を目指し、42ページに掲載しております6つの項目を基本的な方針として策定をしたものであります。

計画期間につきましては、令和7年度から令和11年度までの5か年であります。

44ページをお開き願います。

第5章、子育てに関する施策の評価と展開であります。

次世代育成支援行動計画の評価・検証を行い、4つの施策目標に基づく42の事業を掲載しております。

事業の詳細につきましては、44ページから51ページに掲載しております。

評価・検証に基づき、継続実施する事業が39件、拡充する事業が1件、終了した事業が1件であります。

47ページをお願いいたします。

事業番号22に新規事業として、産後ケア事業を追加しております。

次に、52ページをお願いいたします。

第6章、子ども・子育て支援事業計画について掲載をしております。

本章に基づき、17の事業について、教育・保育の提供体制の確保を図ってまいります。

支援事業の詳細につきましては、62ページ以降に掲載しております。

既存の11の継続事業のほか、新規事業といたしまして、66ページの(12)、子育て世帯訪問支援事業から68ページ、(17)の乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)までの6件の事業について、支援の充実を図る計画となっております。

72ページをお願いいたします。

第7章、こどもの貧困対策計画であります。

79ページをお願いします。

(2)の基本的な方向性にありますとおり、4つの基本的取組事項を柱とし、26の事業を推進するものであります。

事業の詳細につきましては、80ページから82ページに掲載をしております。

次に、83ページをお願いいたします。

第8章、子ども・若者計画についてであります。

91ページをお願いいたします。

3の基本的な方向性として、3つの基本的な方向性を定め、子どもと若者に向けた取組としての16の事業を推進するものであります。

事業の詳細につきましては、92ページから94ページに掲載をしております。

以上、本計画につきましての報告となります。

なお、本計画の策定に当たりましては、子ども・子育て会議を設置し、審議をいただいておりますこと、また、まちづくり意見公募のほか、子育て世帯や子ども本人へのアンケートの実施、小中高の児童生徒を対象としたワークショップの開催など、幅広いニーズの把握のために多くの町民の皆様からご協力いただきましたことに感謝を申し上げ、ここにご報告をさせていただきます。

次に、5点目の第6次広尾町まちづくり推進総合計画「実施計画」の見直しについてであります。

実施計画につきましては、財政状況や社会経済情勢等の変化に対応するため、事業の追加や修正など、毎年見直しを行うこととしております。今回、令和6年度補正予算により実施した事業、令和7年度以降、新たに実施を予定している事業と登載済事業で事業内容、事業費等が大きく変更となった事業に係る見直しを行ったところでありますので、報告をさせていただきます。

詳細につきましては、後ほど担当課長のほうから補足説明をいたさせます。

次に、行政報告6点目の公用車の交通事故についてであります。

本年2月18日午後2時半頃、丸山通南4丁目の町道において、建設水道課所属の会計年度任用職員が運転するダンプカーが町民の車両と接触をしたものでございます。

事故の状況につきましては、排雪作業で走行中、町民が運転する車両が前方より右折をしてきたため、左側に寄り徐行運転を行っておりましたが、道幅が狭いことなどから、双方の車両が接触をしたものでございます。

なお、いずれの運転手にも、けがはございません。

また、この事故による本町の過失割合につきましては、現在、保険会社を通じまして査定中であり、事故の和解及び損害賠償の額が判明次第、議会に所要の議案を提案させていただく予定であります。

今後におきましては、再度、安全運転の徹底を行い、交通安全意識の高揚を図ってまいりたいと考えているところであります。

次に、7点目の養護老人ホームにおける新型コロナウイルス感染症の発生についてであります。

2月14日に入所者1名に発熱が見られ、様子を観察しておりましたが、17日に簡易抗原検査を行ったところ陽性が確認されたことから、全入所者に抗原検査を実施いたしました。その結果、入所者5名の陽性が確認され、嘱託医の指示の下、早急に感染対策を講じましたが、感染が拡大し、発生の日から3月3日までに入所者24名、職員8名の陽性が確認されました。現時点での陽性者数は入所者9名、職員1名と徐々に収まってきており、重症化した入所者もいない状況ではありますが、収束に向けて引き続き徹底した感染対策を講じてまいります。

次に、8点目の広尾ファミリークリニックの閉院についてであります。

町内の診療所、広尾ファミリークリニックが今月14日をもって閉院されることとなりました。同クリニックの平野寿孝院長は、平成26年10月に東1条14丁目で開業され、町内唯一の小児科・内科医として、町の乳幼児健康診査や定期予防接種にご協力をいただくなど、小児科医療を一手に担われ、地域医療に大きく貢献されました。これまでのご尽力に対しまして心から感謝を申し上げる次第であります。

今後についてであります。乳幼児健康診査は大樹町の森クリニックへ、定期予防接種は広尾町国保病院へ、それぞれ業務委託し、事業を継続してまいります。また、通常の小児科医療につきましては、国保病院など町内の医療機関がかかりつけ医の機能を担うこととなりますが、当面は小児科医が不在となりますので、町外の医療機関との連携をさらに強めながら、子どもの健康と命を守る医療の提供に努めるとともに、小児科医の確保に向けて重点的に取り組んでまいります。

最後に、9点目の十勝市町村税滞納整理機構への職員の派遣についてであります。

十勝圏複合事務組合では、個人市町村民税をはじめ、国民健康保険税など大口滞納事案や差押え等滞納処分が必要な事案等、税の公平性を確保するため、平成19年4月から十勝市町村税滞納整理機構を設置し、十勝管内市町村税の滞納整理事務を共同処理しており、各町村輪番にて職員の派遣を行っております。このたび、広尾町から十勝市町村税滞納整理機構へ職員を派遣することになりましたので、ご報告いたします。

派遣する職員につきましては、住民課納税係、杉澤佳祐係長38歳で、派遣期間は令和7年度から令和8年度の2か年となります。

以上、行政報告とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） 次に、補足説明をさせます。

鎌田企画課長。

1、企画課長（鎌田） それでは、5点目の第6次広尾町まちづくり推進総合計画「実施計画」の見直しにつきまして、補足説明をいたします。

行政報告資料3の1ページをご覧ください。

まず、(1)、見直しの内容です。今回の見直しは、①、令和6年度補正予算により実施をした事業、②、令和7年度以降、新たに実施を予定している事業の追加登載と、③、登載済事業で事業内容・事業費等が大きく変更となった事業の内容変更、以上の3点となります。

次に、(2)の追加・変更の事業数ですが、新規追加が15事業、変更が24事業、合計39事業となります。

(3)、(4)は、見直しに伴う事業費の関係です。今回の見直しに伴いまして、事業費は10億159万3,000円の増額となり、見直し後の事業費の総合計は445億7,608万4,000円となるものです。

2ページ以降、追加事業の内容となります。このうち令和7年度の新規事業につきましては、説明を省略させていただきます。

初めに、2ページ、3ページをお願いします。

まず、上から3つ目の十勝港第4ふ頭整備事業は、2月の臨時会におきまして補正予算を議決いただいた十勝港へのコンテナヤードの整備事業で、令和7年度へ繰り越して実施をいたします。事業費は1億4,800万円、財源として国の補助金と地方債を見込んでおります。

その下、常設保育所負担金無償化事業は、令和6年度に開始をした事業で、保育料を完全無償化したものであります。事業費は支出ではなく、無償化した保育料に相当する収入の減少となりました。

て、7年間で3,149万8,000円を見込んでおります。

次、4ページ、5ページをお願いいたします。

一番上の在宅育児支援金事業も令和6年度に開始をした事業で、3歳未満の児童を在宅で育児している世帯に対し、児童1人につき5,000円の補助金を支給するものです。事業費は7年間で1,457万5,000円を見込んでおります。

次、6ページ、7ページをお願いいたします。

上から2番目、給食費無償化事業も令和6年度に開始をした事業で、小中学校の給食費の無償化に係るものとなります。事業費は支出ではなく、免除した給食費分となり、7年間で1億2,300万1,000円を見込んでおります。

その下、小中学校修学旅行費助成金も令和6年度に開始をした事業で、保護者に対し修学旅行費の半額を助成するものであります。事業費は7年間で1,460万円を見込んでおります。

次、8ページ、9ページをお願いいたします。

一番上、広尾町史編さん事業は昭和57年発行の「新広尾町史」の続きを編さん・発行する事業で、事業期間は令和6年度から11年度までの6年間、事業費は3,740万円を見込んでおります。

その下、ごみ減量化推進事業、これも令和6年度に開始をした事業で、ごみ減量化を目的に電動生ごみ処理機購入費の2分の1、上限5万円を補助するものであります。事業費は、7年間で280万円を見込んでおります。

追加事業の説明は、以上です。

次に、変更事業となりますけれども、主立った事業についてのみご説明をいたします。

10ページ、11ページをお願いいたします。

各事業の中央の事業費と財源内訳の欄については、上段が変更前、下段が変更後の金額となっています。

まず、上段の観光交流施設建設事業です。まち計の重点プロジェクトに記載をしております観光交流施設の整備に係る事業費について、令和7年度に予定していたものを後期へ先送りするものであります。総事業費については、変更ございません。

それに伴いまして、その下の観光交流施設管理運営事業についても、事業年度が変更となり、事業費が1,400万円減額となるものです。

次、12ページ、13ページをお願いします。

下段の出産祝い金支給事業です。第1子と第2子は5万円、第3子10万円としていた祝い金を令和6年度からそれぞれ5万円引き上げるもので、事業費は1,540万円増額となるものであります。

次のページをお願いいたします。

中段の中高一貫教育連絡協議会運営事業は、令和7年度から開設をする広尾高校生を対象とした公設民営塾に係る費用を追加するもので、事業内容に公設民営塾運営補助の文言を追加し、事業費は3,480万円増額となるものであります。令和7年度は、財源としてふるさと納税寄附金を見込んでおります。

その下、学校施設長寿命化工事は、令和7年度に予定をしていた工事を後期に先送りするもので、

総事業費の変更はございません。

飛んで、20ページ、21ページをお願いいたします。

上段、ごみ処理対策事業は、物価上昇等による新たな廃棄物中間処理施設整備費の増額と、新最終処分場整備に係る負担金を追加するもので、事業内容にそれぞれ文言を追加、総事業費は6,570万円増額となるものであります。

次、24、25ページをお願いいたします。

上段、ひろお防災公園（仮称）整備事業ですけれども、令和6年度に行ったアンケート調査、町民説明会などの意見を踏まえまして整備内容を見直したことにより、緑地面積の削減、町民交流施設から屋内遊戯施設への変更及び実施年度の変更、それと防災倉庫建設工事の削除等を行っております。

それに伴いまして令和7年度以降の事業費も変更となり、総事業費1億2,580万円減額となるものであります。また、公園の目的機能の重点を子どもの遊び場に置きまして、防災機能を削除したことによりまして、事業名を新たな公園整備事業というふうに変更をしております。

以上、変更事業の説明となります。

最後に、28、29ページをお願いいたします。

事業費の総括表となります。上段の基本目標別、それと下段の年度別ごとに集計をしておりますので、後ほどご確認をいただければと思います。

この実施計画の見直しにつきましては、2月25日開催の広尾町まちづくり推進計画委員会におきまして承認を受けているところであります。

以上、補足説明とさせていただきます。

1、議長（堀田） 以上で、行政報告を終わります。

ただいまの行政報告に対する質問は、6日と7日の一般質問時に発言を許しますので、本日午後3時まで、または散会后2時間以内に具体的内容を記載した文書をもって通告願います。

休憩します。

午前11時05分 休憩

午前11時15分 再開

再開します。

◎日程第7 令和7年度町政執行方針

1、議長（堀田） 日程第7、令和7年度町政執行方針について説明を求めます。

田中町長、登壇願います。

1、町長（田中） 令和7年度の町政執行方針を申し上げます。

はじめに、令和7年第1回広尾町議会定例会の開会に当たり、町政運営について所信を申し述べ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

昨年の4月に町民の皆様からご信任をいただき町政の執行を担わせていただいてから早くも1年がたとうとしております。

この間に、国の経済は雇用や所得環境の改善が進み、国内の人の往来の活発化やインバウンド需要の回復などにより上向きの傾向を見せておりますが、他方で原油価格や物価の高騰の長期化などが住民生活へ大きく影響を及ぼしており、先行きが不透明な状況が続いております。

本町が直面する課題の解決に向けて、町民の皆様の声を聞き、手を携え、住民生活を支えるための施策を積極的に取り進め、国や北海道、関係機関等と連携を図りながら、未来へつなぐ「持続可能」なまちづくりを推進してまいります。

町政に臨む基本姿勢であります。

本年度は、第6次まちづくり推進総合計画の前期計画期間の最終年度となっております。計画に掲げる基本目標を着実に推進し、社会情勢に合わせた見直しを行いながら各種施策を前進させ、「海・山・川が織りなす、希望が灯るサンタランド・ひろお」の実現に向け、町民の皆様と力を合わせてまいります。

広尾町の豊かな自然からもたらされる地域の資源を最大限に生かした漁業・農業・林業の振興をはじめ、商工業及び観光の振興を推進し、まちににぎわいを生み出し、町民の皆様が安心して暮らせる福祉・医療、子育て・教育の充実、そして未来を見据えた堅実な財政運営など、これまでの取組をさらに前に進めてまいります。

目まぐるしく移り変わる社会情勢の中、国においてもゼロカーボンや自治体DXの取組などを推進するなど、社会の変革に的確な対応が求められております。

様々な主要課題の解決に最大限の努力を行い、「次世代に引き継ぐことができるまちづくり」の実現に向け、全力を挙げて取り組んでいく決意であります。

主要施策の展開について。

次に、本年度の主要施策の展開につきまして、第6次広尾町まちづくり推進総合計画に掲げる5つの基本目標に沿って申し上げます。

大きな1つ目の活力ある産業のまち。

(1)、水産業の振興についてであります。

本町産業の根幹をなす漁業は、海洋熱波など厳しい気候変動による高水温の影響を受け、秋サケをはじめとする主要魚種の大幅な漁獲不振などにより、依然として厳しい経営状況が続いております。

こうした情勢を踏まえ、漁協をはじめ関係機関と連携協力し、増養殖事業を柱に、資源回復活動や漁業者への経営支援など様々な取組を図ってまいります。

赤潮被害に対応した取組としては、ウニとモガニの生息把握や環境モニタリングなどの調査事業に対し、継続して支援をしてまいります。

また、ウニ増殖対策については、国の交付金を活用しながら、資源回復を図る活動や漁場環境の

把握等の事業実施に引き続き支援してまいります。

新しい漁業の創出と養殖技術の確立を目的に、漁協が行うウニ養殖企業化試験事業についても引き続き支援してまいります。

長年実施しているマツカワの稚魚の飼育・放流事業については、管内4町3漁協の広域連携により、引き続き取り組んでまいります。また、種苗の安定供給が図られるよう関係機関などと連絡を密にしながら必要な対応を行ってまいります。

水産加工品の販路拡大について、産業流通振興公社を中心に加工業者などとも連携協力して進めてまいります。

漁業活動の支障となる流木等の海岸漂着物については、確実に対策が実施されるよう、引き続き国や北海道に要請してまいります。

その他、漁業の担い手確保や定着を図る目的で漁協が実施する漁業後継者育成対策事業に必要な支援をしてまいります。

(2) の農業の振興についてであります。

近年、飼料や肥料などの農業生産資材の価格高騰が続き、酪農経営を圧迫していることから、町営牧場の活用や公社営事業の推進などにより、良質粗飼料の確保に取り組んでまいります。引き続き、農協をはじめ関係機関と連携・協力し、今年度から始まる第6期中山間地域等直接支払交付金事業などを着実に推進するとともに、生産基盤の回復と農業経営の安定化に取り組んでまいります。

さらに、法定家畜伝染病の発生農場の増加に対しては、家畜防疫対策緊急プロジェクトチームを中心に農場の定期巡回やカラス・エゾシカ対策などに取り組み、早期清浄化に向けた防疫対策の強化を図ってまいります。

一方、本町の農家人口や農家戸数は年々減少傾向に歯止めがかからず、将来の担い手の確保・育成が喫緊の課題となっております。この課題に対応するため、第三者経営継承など新規参入者への支援や確保に向けた取組を進めてまいります。

また、地域おこし協力隊制度を活用した農場派遣事業などを積極的に行い、指導農業士など町内の農業者とも協力しながら、若い世代の農業への興味・関心を高め、将来の担い手として育成するための取組を関係機関一丸となって推進してまいります。

(3)、林業の振興についてであります。

カラマツ及びトドマツを主体とした町内の人工林は、35年生以下の若い林分が多くを占めており、保育・間伐を適正に実施していくことが大変重要となっております。また、今後、主伐期を迎える人工林も増加していくことから、町内の林業生産活動を活発化させ、木材の需要拡大による森林資源の循環利用を着実に進める必要があります。

私有林については、森林整備の促進や広尾サンタランドウツドの魅力向上をはじめとした木材の利用促進、林業の担い手育成など、貴重な財源である森林環境譲与税を納税者の理解を得ながら積極的に活用し、林業事業体を支援してまいります。

町有林については、引き続き適切な整備を実施し、町民の財産である貴重な森林資源をしっかりと守ってまいります。

林業振興策の一つである「集いの杜プロジェクト」については、地域プロジェクトマネージャーを中心に野塚交流館を地域に根差した施設として運営し、体験交流拠点として、また、人材育成の場として、地域おこし協力隊制度を活用しながら、林業・木材産業のさらなる充実を図ってまいります。

また、広尾町のゼロカーボンシティ宣言に合わせて、温室効果ガスの排出量削減や吸収量をクレジットとして国が認証する「Ｊークレジット制度」を活用し、町有林全体の二酸化炭素吸収量のクレジット化を進め、企業等への売却を図り、ゼロカーボンへの貢献と森林資源の循環システムの確立を目指してまいります。

有害鳥獣対策については、行政、産業団体、猟友会はもとより町民とも連携を密にし、安全確保を徹底しながらエゾシカやヒグマなど有害鳥獣の捕獲を行い、農林業被害の軽減や居住地域への出没の抑制に努めてまいります。

(４)、商工業の振興についてであります。

商工業は、人口減少による購買力の減退や原油価格等の高騰の影響を受け、依然として厳しい経営環境が続いております。

こうした情勢を踏まえ、住民の暮らしや地域の雇用を支える大きな役割を担っている中小企業等に対し、様々な経済対策を講じることにより、地域内循環による町内経済の活性化を図りつつ、地域外への消費の流出を抑制する方策を講じ、商工会と連携を密にしながら支援を継続してまいります。

新たに、国の小規模事業者持続化補助金を活用する小規模事業者に対し、商工会を通じて自己負担分の一部を補助することにより、地域の雇用や生産性向上及び持続的発展の促進を図ってまいります。

また、地域おこし協力隊制度を活用した雇用の掘り起こしや事業承継に向けた取組など、町内事業所の事業活動の継続を図ってまいります。

さらに、新しく起業を目指す創業者や新商品開発の取組に対し継続して支援してまいります。

ふるさと納税では、事業者の理解の下、特産品を活用した魅力ある返礼品の充実に取り組むほか、あらゆる方策を講じ、寄附額の増加と、本町特産品の認知度向上を図ってまいります。

(５)の観光振興とサンタランドについてであります。

観光振興については、国内外からの交流人口や関係人口の増を図るため、町観光協会などの関係団体と連携し、「また来たくなる」まちを目指してまいります。多くの方々を広尾町に呼び込むために、体験型観光の充実強化や新たな特産品開発に取り組むなど、観光客の増加が期待できる環境を整えてまいります。

十勝港まつりなどのイベントについては、地域資源を生かしながら、来場者の満足度を高める工夫を凝らして開催してまいります。

観光情報の発信については、発信力を強化し、SNSを活用した地元製品のPR、スタンプラリーやフェアの拡充などを図ってまいります。

広域観光では、十勝観光連盟やえりも岬とんがりロード観光協議会、日高東部・十勝南部広域連

携推進協議会などと地域間連携を強化し、進めてまいります。また、日高山脈襟裳十勝国立公園についても、関係機関と連携しながら地域の特色を生かした観光客誘致に取り組んでまいります。

また、交流人口の増加に向けた「道の駅」や「キャンプ場」の整備について、関係団体と協議を進めてまいります。

サンタランド事業については、引き続き大丸山森林公園を中心にイルミネーションの充実を図るとともに、聖地となる公園内の景観維持に努め、安心して訪れてもらえるよう施設を維持管理してまいります。

また、新たに大丸山頂上に展望台の設置やトイレ整備を行うなど、環境整備を進めてまいります。

サンタカードについては、さらなる魅力向上を図り、ホームページの充実や申込方法の簡素化など申込増につながる取組を進めてまいります。

「子どもの夢を応援するプロジェクト」については、趣旨に賛同する協力企業や地域が広がるよう引き続き取り組んでまいります。

(6)、十勝港の利活用についてであります。

重要港湾十勝港は、昨年、京浜港と結ぶコンテナ船の定期航路が開設され、利活用が一步前進いたしました。

昨年の貿易額は、背後圏の堅調な農業生産を背景に166億8,400万円を記録し、14年連続で100億円を上回りました。

今後は、コンテナヤード整備を足がかりに、コンテナ船定期航路の維持、発展に向けた取組として、本港の利便性と優位性の発信を加速させ、地域が抱える物流課題解決の一助となるよう努めてまいります。また、十勝港を往来する船舶の安全な航行のため、航路、泊地のしゅんせつに取り組んでまいります。

これからも、十勝はもとより道東地区の農産品などの流通拠点港として、また、漁業水産基地として、飼料コンビナート関連企業や農林業関連企業等の積極的な誘致に努め、十勝港港湾振興会と連携しながら、港の利活用の促進に向けた取組を展開し、十勝地域における産業の発展に寄与してまいります。

次に、大きな2番目の安心して暮らせる支え合いのまち。

(1)の子育て支援・地域福祉についてであります。

子どもの健やかな成長と子育てを支えることは、将来を担う子どもたちへの投資であり、まち全体で取り組むべき重要な課題であります。

本年度からスタートする「こども計画」に基づき、安心して子どもを産み育てることができるよう、子ども・子育て世帯の多様なニーズに応じた施策の推進に取り組んでまいります。

子育て世帯への相談支援として、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を提供できるよう、子育て世代包括支援センターの充実を図るとともに、相談支援体制をさらに強化するため、母子保健機能と児童福祉機能を併せ持つ、こども家庭センターの設置に向けて取り組んでまいります。

助産師による産後ケア事業や、地域で支えるファミリーサポート事業の普及を図り、育児の支援に努めてまいります。

児童施設の保育園、保育所及び放課後児童クラブについて、子どもの成長に応じた教育・保育を行ってまいります。

子育て世帯への経済的な負担軽減については、不妊治療費や妊産婦健診費の助成、出産祝い金支給事業、高校生までの医療費の無償化のほか、昨年から実施しております保育料の完全無償化や在宅育児支援金支給事業をはじめ、子育て世帯を応援する取組を引き続き行ってまいります。

誰もが安心して暮らすことができるよう、社会福祉協議会や関係団体と連携し、支え合いを基調とした地域福祉の推進に取り組んでまいります。

重層的支援体制整備事業については、複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制により、属性を問わない相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施し、生きづらさを抱える方の生活をサポートしてまいります。

とりわけ、ひきこもり支援については、相談支援体制の充実とコミュニティソーシャルワーカーを中心とした支援機関との協働により、ひきこもり状態にある方やその家族に寄り添った支援を行ってまいります。

(2)の高齢者、障がい者福祉と介護サービスについてであります。

広尾町の高齢化率は十勝管内で4番目に高く、高齢者福祉の充実と推進が求められています。

医療や介護が必要になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを送ることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援を一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の充実に努めてまいります。

心身の活動機能の低下で要介護状態に近づく「フレイル」などの心身の多様な課題に対応するため、保健事業と介護予防事業を一体的に取り組み、住民の健康寿命の延伸を目指してまいります。

地域サポーターの協力で運営している「いきいき百歳体操」など、自主的に介護予防に取り組む高齢者の増加を目指すとともに、支え合いの担い手となるボランティアの養成に努めてまいります。

認知症については、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせるよう、「共生」と「予防」を両輪として支援体制を充実させ、認知症サポーター養成講座の開催や認知症カフェの運営など、地域で見守り支え合う「チームオレンジ」の活動を推進してまいります。

高齢者福祉については、緊急通報システム設置事業、軽度生活支援事業や食の自立支援事業の継続実施により、高齢者の日常生活の安全と安心を確保するほか、生きがいや活躍の場となる高齢者勤労事業部と老人クラブの運営支援を引き続き行ってまいります。

「高齢者外出支援交通費助成事業」についても継続し、タクシーやバスで利用できる助成券の交付により、買物や通院など高齢者の外出を支援することで、社会参加や介護予防にもつなげる取組を進めてまいります。

障がい者福祉については、障がい者が社会の一員として人権を尊重され、自らの選択と決定で社会活動に参加し、誰もが安心して暮らせる地域共生社会の実現を目指してまいります。

障がい者の社会参加や職業訓練の機会の提供、障がいへの理解を醸成する取組として、NPO法人の一まひろおとともに地域活動支援センター事業や就労体験事業を推進してまいります。

介護サービスについては、持続可能な提供ができるよう、サービスの担い手を養成するための「介

護職員初任者研修」を継続開催するとともに、「医療従事者等修学資金貸付制度」により、人材の確保に取り組んでまいります。

生活支援ハウスについては、居住する高齢者の心身の健康を保持し、触れ合いを深めることで、安心して社会生活を送ることができる施設を目指してまいります。

老人ホームについては、全国的な介護人材不足や入所者の重度化が課題となっている中、引き続き介護人材確保に努めながら、ＩＣＴ機器の導入により、介護職員の負担軽減や離職防止を図るとともに、入所者が安心して自分らしい生活が送れる施設を目指してまいります。

また、新たに開設する特別養護老人ホームは、入所者一人一人に合わせた生活を支援するユニットケアを基本とし、自立支援と重度化防止に取り組みながら、地域に根づいた施設づくりを目指してまいります。

(3) の健康づくりについてであります。

感染症の蔓延対策や重症化の予防として、带状疱疹ワクチンやインフルエンザワクチン、新型コロナワクチンの定期接種に係る体制整備や周知に努めてまいります。

健康寿命の延伸や健康格差の縮小に向けて、運動習慣の定着を図るなど、町民の主体的な健康づくり活動を支援してまいります。

疾病の早期発見のため、特定健診やがん検診の受診率向上を図るとともに、家庭訪問などの保健事業により、高血圧、糖尿病、慢性腎臓病などの予防や重症化予防に取り組んでまいります。

「第2期食育推進計画」により食育に関する施策を推進するほか、歯科保健事業についても、乳幼児期から高齢期までのライフステージに沿った歯や口腔の健康づくりへの意識の向上を図ってまいります。

「いのちを支える自殺対策計画」に基づき、悩んでいる人に寄り添い、必要な支援につなげるゲートキーパーの養成講座を開催し、心の健康づくりに関する普及啓発を推進してまいります。

(4)、医療体制についてであります。

国民健康保険病院については、地域医療ニーズに応じた質の高い医療の提供と患者サービスの向上を図り、経営の健全化に取り組んでまいります。また、地域の「かかりつけ医」としての役割を担うとともに、町内の医療機関との連携を強化しながら、専門外来や入院医療の充実を図り、救急患者にも対応できる地域の中核医療機関として、町民の生命と健康を守ってまいります。

課題となっている看護師などの医療スタッフの確保については、効果的な対策を検討し、重点的に取り組んでまいります。

(5) の国民健康保険・後期高齢者医療についてであります。

国民健康保険については、北海道が進める「令和12年度統一保険料」を見据え、適正な保険料設定と事務の共通化・効率化に取り組んでまいります。

後期高齢者医療については、高齢者が安心して必要な医療を受けられるよう、北海道後期高齢者医療広域連合と連携を図り、適正な制度運営と保健事業の推進に努めてまいります。

また、「第3期データヘルス計画」に基づき、医療機関と連携し健康課題に応じた効果的な保健事業として、引き続き各種健診受診の勧奨ときめ細かな保健指導を実施し、早期発見や重症化予防な

ど健康の保持増進等を図り、医療費の適正化と医療費負担の軽減に努めてまいります。

次に、大きな3つ目の豊かな心を育み文化を高めるまちについてであります。

未来を担う子どもたちが、夢や希望を持って主体的に生きる力を身につけることができるよう、これまでの取組を継続しながら着実に推進していくとともに、学校教育、社会教育のさらなる充実に向け、総合教育会議などを通じて教育委員会との連携を図ってまいります。

小中学校においては、引き続き給食費の無償化と修学旅行費半額助成を実施してまいります。また、GIGAスクール構想により整備したタブレット端末を更新し、学習環境の整備に努めてまいります。

また、広尾高校の魅力向上に向け、町主導による広尾高校魅力向上プロジェクトを立ち上げ、「サポートプラン13」の支援を継続するとともに、広尾高校生の基礎学力向上と学習習慣の定着を図るため、新たに、夏冬の長期休業期間に公設民営塾を開設いたします。

さらに、広尾高校が魅力向上策の一環として始めた「広尾地域学」には、新たにコーディネーターを配置し内容の充実を図ってまいります。この事業による生徒の全国募集も視野に入れ、町外からの受入れ体制を維持するため下宿事業運営費助成を開始し、町民や町内企業のご協力をいただきながら広尾高校の存続に全力で取り組んでまいります。

また、本町の歴史や文化を次世代に継承していくため、昭和50年代半ばに発刊された「新広尾町史」以降の約45年間にわたる町史の編さん作業を昨年からスタートさせました。令和11年度の発刊に向け、計画的に作業を進めてまいります。

このほか、教育関係の具体的施策につきましては、教育長から申し上げます。

次に、大きな4つ目の住みやすさが感じられるまちについてであります。

(1)の防災・消防対策についてであります。

防災については、地域防災計画や強靱化計画に基づき、被害を最小化し、迅速な回復を図る「減災」の考えを基本とし、住民の生命、身体及び財産を守るため、様々な防災・減災対策を推進してまいります。

1月15日に公表された政府の地震調査委員会長期評価において、十勝沖でマグニチュード8程度の大地震が今後30年間に起きる確率が「20%程度」に引き上げられました。昨年も1月の能登半島地震など全国各地で大きな地震が頻発しております。千島海溝沿いのエリアは特に確率が高くなっていることから、本町では特に厳冬期における地震・津波対策に重点を置いた様々な取組を進めてまいります。具体的には、地震・津波避難訓練を通じて住民に対し適切な避難行動や備えを行うための意識啓発を図るとともに、自力で避難することが難しい方を対象とした個別避難計画の作成を進めてまいります。

避難生活に必要な物資の備蓄については、住民や事業所、自主防災組織などとの連携を強化し、行政備蓄と、それを補完する個人備蓄、流通備蓄の確保に努め、冬季の避難生活に対応できるよう、まち全体で備えの充実を図ってまいります。

地域の防災体制については、引き続き自主防災組織のさらなる設立を推進し、共助の力による地域防災力の充実を図ってまいります。

防災教育の面では、自主防災組織と高校生が連携した訓練や町内小中学校での講話や訓練など、防災に関する系統的な学びを支援し、人材育成を図ってまいります。

消防については、大規模多様化する災害に対応するため、教育訓練による知識・技術の向上を図るとともに、消防団員の確保、消防団活動への支援に取り組んでまいります。

また、消防団員の装備や災害時の拠点となる消防施設を適切に管理し、地域防災力の充実強化を図ってまいります。

(2) の交通安全・防犯対策についてであります。

交通安全対策については、「デイ・ライト運動実施のまち」として引き続き旗の波作戦をはじめ、各種啓発活動により、交通安全意識を高める取組を展開してまいります。

また、高齢者の運転免許返納を支援する助成事業の継続、通学路における交通指導など、交通事故撲滅を推進してまいります。

防犯対策については、町民に対し様々な情報提供を行い、犯罪のない明るく住みよいまちづくりを目指してまいります。

消費者保護対策については、町民が消費者被害に遭わないよう、引き続き関係機関や団体と連携を密にし、適切な情報提供をするとともに、地域に密着した啓発活動に努めてまいります。

(3) の道路交通・公共交通対策についてであります。

高規格道路帯広・広尾自動車道については、十勝港への物流ネットワークの強化、災害対策、救急医療、観光振興など、まちづくりに欠かすことのできない大変重要な道路であります。一日も早い全線開通に向けて、引き続き関係機関と連携し要望活動に取り組んでまいります。

町道については、日頃より保守点検を行い、安全な通行の確保、景観維持に努めるため、維持補修や道路整備を計画的に実施してまいります。

除雪については、町民の生活に支障のないよう、迅速に通行の安全を確保するため、丁寧かつ効率的な体制整備に努めてまいります。

公共交通については、バス、タクシーを運行する民間交通事業者が利用者の減少や運転手不足などの課題を抱えており、運行日や運行時間の縮小による利便性の低下が指摘されております。

地域住民の足を守るため、地域幹線交通である十勝バス広尾線の利用促進や、運休中の「高速ひろおサンタ号」運行再開に向けた要望活動に努めてまいります。また、ＪＲ北海道バス日勝線「広尾・庶野間」については、利用実態などを踏まえ、えりも町、運行会社と継続協議してまいります。

高齢化の進行や商業施設の閉店等により、広尾市街地においても買物時などの移動に困難な方が増加しております。地域の交通課題を洗い出し、新たな交通手段の在り方を地域全体で考えるため、地域公共交通会議を設置し、検討を進めてまいります。

(4) の住宅環境対策についてであります。

公営住宅については、「公営住宅等長寿命化計画」に基づき、改善事業及び除却事業を継続的に実施してまいります。

既存の公営住宅については、適切な維持管理を実施し、住宅環境の保全・充実に努めてまいります。

空き家対策については、危険空き家等の実態と個別の状況・事情を把握し、指導・助言などを行うほか、取壊しに対する助成制度を継続してまいります。

空き家の利活用促進については、地域おこし協力隊による空き家相談窓口を開設するほか、「空き家バンク」への空き家物件の登録や空き家情報の提供など、サポート体制の強化を図ってまいります。

(5) の環境衛生対策についてであります。

環境衛生対策については、「ごみ処理基本計画」に掲げた目標「1人1日当たりのごみの排出量1,000グラム以下」が達成できるよう、広報等による周知を行い、ごみの減量化・資源化を図ってまいります。

また、令和10年度に移行が決定している燃えるごみの新中間処理施設への搬入に向け、中継施設の検討を関係機関のご理解とご協力を得ながら進めてまいります。

時代の変化とともに、意見・要望が寄せられている合葬墓については、アンケートを実施し、関係団体のご意見をいただきながら、在り方を検討してまいります。

(6) の上下水道の整備についてであります。

上水道事業については、老朽配水管の計画的な整備・改良を実施し、随時耐震管に切り替えるなど、「管網整備計画」及び「耐震化計画」に基づき、水道施設の適正な維持更新に努めるとともに、有効期間が満了となる量水器の更新を実施してまいります。

簡易水道事業及び簡易給水事業については、老朽化した水道設備の計画的な更新・耐震化及び量水器の更新を引き続き実施してまいります。

また、持続的な水道施設の維持を図るため、各浄水場管理の全面委託を行い、効率的な維持管理と水道水の安定供給に一層努めてまいります。

公共下水道事業については、終末処理場の耐震診断や「施設更新計画」に基づき、機械設備の計画的な更新・改修を進めてまいります。

個別排水処理施設整備事業については、下水道未整備地域における生活環境改善のため、合併処理浄化槽の普及に取り組んでまいります。

(7) の脱炭素化の推進であります。

地球温暖化対策は喫緊の課題となっており、国、北海道は2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする「カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現」を目指し、各地域で脱炭素化に向けた取組が積極的に進められております。

本町も昨年6月にゼロカーボンシティ宣言を表明したところであり、十勝は19市町村全てが宣言済みとなっております。

地球温暖化対策実行計画「区域施策編」「事務事業編」に基づき、省エネルギー対策の推進、公共施設への再生可能エネルギーや省エネルギー設備の導入、吸収源となる森林の整備・保全や海洋資源を活用したブルーカーボンの調査・研究、家庭や職場における脱炭素化に向けた行動啓発など、まち全体で脱炭素化に向けた取組を進めてまいります。

(8) の公園整備についてであります。

新しい公園の整備については、アンケートや町民説明会などでいただいたご意見を踏まえ、見直しを行ったところであり、今年度は敷地の造成工事と屋内遊戯施設の実施設計を行ってまいります。

新しい公園が「子どもが安心して遊べる場所」、そして、まちににぎわいを創出し、次世代の成長支援にもつながる施設となるよう、計画的に整備を進めてまいります。

また、既存の公園については、適切な維持管理を実施し、安心して遊ぶことができる環境を整備してまいります。

次に、大きな5つ目の次世代に引き継ぐことができるまちについてであります。

(1)の町民が活躍するまちについてであります。

町民がまちの課題や問題を認識して意見やアイデアを提案し、主体的にまちづくり活動に取り組むことは、元気なまちをつくり上げていく上で重要であります。町民主体のまちづくり活動に対し、交付金による財政的な支援を行うことにより、多彩な活動の促進及び機運醸成を図ってまいります。

町内会活動については、人口減少や少子高齢化、町内における世帯数の偏重などにより、役員の成り手がなく、コミュニティ機能の維持が危ぶまれる町内会が顕在化しております。こうした状況を踏まえ、各地域の実情に寄り添いつつ、様々な支援を行ってまいります。

広報活動については、公式ウェブサイトと広報紙を両輪とし、町民通信員制度も活用しながら地域の魅力や課題から身近な情報まで幅広く紹介することで、分かりやすく親しみやすい広報に努めてまいります。

広聴活動については、まちの情報をオープンにし、町長とのふれあいミーティングや地域分担制、まちづくり意見公募、各種アンケート調査など様々な意見提出機会を提供することで、町民が意見や要望を出しやすい環境を整えてまいります。

(2)の行財政運営についてであります。

税収の落ち込みなど厳しい地方財政状況が続く中、本町の令和6年度末の町債残高については、全会計を合わせ約115億円と依然として高い水準にあります。

急激な円安の進行や燃料・資材価格の高騰の長期化は地元経済への影響も大きく、今後の財政収支の見通しは引き続き厳しい状況が予想されます。

人口減少や少子高齢化が続く中、第6次まちづくり推進総合計画を確実に実行するため、次期行政改革大綱の策定による行政改革の取組を推進し、財政運営の効率化を図り、健全な財政基盤の確立に努めてまいります。

国が行う地方行政のデジタル化の推進に伴い整備が必要となる自治体情報システムの標準化については、国が示すスケジュールに従い他の自治体と足並みをそろえ、事業を進めてまいります。

今後も、広域化する行政課題への確に対応するため、近隣市町村の特色を生かしながら、相互に役割分担し、連携・協力してまいります。

「定住自立圏の形成に関する協定書」に基づき、地方圏への人口定住を促進する自治体間連携の取組を進めてまいります。

(3)の移住・定住、交流、関係人口の拡大についてであります。

少子高齢化や人口減少が進み、地方の活力低下が懸念される一方で、コロナ禍を契機とした都市

部の住民の地方に対する関心は依然として高い状況が続いております。

地方に魅力を感じた若い世代が定住し、企業や都市部の住民から支援を得ることができる魅力的で活気のあるまちを目指し、地域おこし協力隊制度を活用して、移住・定住の促進や空き家対策、都市部との交流などをさらに進めてまいります。

令和4年度から開始した奨学金返還支援助成を継続し、町内で人材が不足する職種の働き手を確保するとともに、子育て支援制度の充実により若い世代の定住と就業の促進を図ってまいります。

また、国のふるさとワーキングホリデー制度を活用して関係人口の拡大を図るとともに、移住希望者が本町での就業や子育てを具体的に思い描くことができるよう、相談窓口や移住体験などの受け入れ体制を強化してまいります。

結婚対策では、結婚に伴う新生活に係る費用への助成を行うとともに、様々な職種の町民が交流するイベントを開催し、結婚生活への支援や出会いの場の創出に取り組んでまいります。

地域間交流については、西海市、芽室町、東京都荒川区との交流の絆を深めるとともに、関係人口の拡大に大きく寄与することから、従来行っている交流を充実させ事業の継続性を確保し、関係人口のさらなる拡大と、まちのにぎわいの創出に努めてまいります。

むすびとしまして、以上、令和7年度の町政執行に臨む私の所信を述べさせていただきました。

国際社会情勢が目まぐるしく移り変わる中、世界経済も依然として先行きが見通せない状況にあります。我が国をはじめ、地方を取り巻く環境も依然として厳しく、人口減少・少子高齢化、防災・減災、諸物価高騰や人材不足など課題や問題は山積しております。

本町におきましても、諸物価等の高騰の影響を受け歳出は増大している一方で、歳入は慢性的に不足している状況下にあります。

限られた財源の有効活用を図りながら、行財政全体の見直しを徹底するとともに町民の皆様のニーズに応えられる町政運営に努めてまいります。

まちづくりの推進に当たっては、町政の主役である町民の皆様と対話を重ね、多くのご意見に耳を傾け、「すべての世代が希望をもって住み続けたい」と思えるまちづくりを皆様とともに進めてまいります。

議員各位並びに町民の皆様の一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げ、町政執行方針といたします。

1、議長（堀田） 以上で、町政執行方針を終わります。

昼食のため、休憩します。

午後 0時00分 休憩

午後 1時00分 再開

本会議を再開します。

◎日程第8 令和7年度教育行政執行方針

1、議長（堀田） 日程第8、令和7年度教育行政執行方針について説明を求めます。

山岸教育長、登壇願います。

1、教育長（山岸） 令和7年第1回定例会の開会に当たり、広尾町教育行政の執行に関する基本的な方針を申し上げます。

はじめに。

世界規模で進むデジタル化や脱炭素など、社会情勢や人々の価値観等が変化し、教育を取り巻く課題も変化しています。また、人口減少・少子高齢化が進むとともに、国際情勢の不安定化など、先行きが不透明な中、将来の予測が難しいものとなっています。

未来を担う子どもたちには、こうした変化を乗り越えて、新たな発想と行動力で様々な課題に対し、自らの考えを持ち、解決に向けて主体的に考える力や、多様な人々と協働する力などが求められています。

子どもたち一人一人が、自分のよさや可能性を認識するとともに、相互に多様性を認め合い、協働しながら社会変化を乗り越え、豊かな人生を切り開く力を身につけられるよう、子どもたちが持つ可能性を引き出し、広げていく教育を進めるとともに、学校・家庭・地域はもとより、関係機関、関係団体等と連携を深め、教育行政の推進に努めてまいります。

学校教育関係であります。

学校教育では、子どもたちの命と健康を守るとともに、学びを保障する体制の充実を推進してまいります。未来を担う子どもたちが、自分のよさや他者を尊重し、多様な人々と協働しながら、心豊かにたくましく、あらゆる社会的変化を乗り越えていく力を身につけることができるように、地域の力を結集したコミュニティ・スクールを活用し、地域と学校がともに目指す子どもの姿を共有し、確かな学力の定着と自己肯定感・ウェルビーイングの向上に努めて推進してまいります。

「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」「主体性を持って多様な人々と協同して学ぶ態度」を定着させ、社会に開かれた教育課程により「確かな学力」と「よりよく問題を解決する資質や能力」を育むためには、個々のきめ細かな生活・学習指導と規律ある生活習慣の定着が大切であることから、小中学校に教員補助員を配置するとともに、中学校に教科指導助手を配置し、指導の充実を図ってまいります。

I C Tを活用した「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に進め、「児童生徒を主語にした授業」を行ってまいります。授業内容の理解については、全国学力・学習状況調査や各種学力調査等により、学習内容の定着を定期的に検証し、確かな学力の定着を行ってまいります。また、学校におけるI C T化を進め、A Iやデジタル教材等による児童生徒の学習意欲の向上や、教職員のウェルビーイング向上を図ってまいります。

また、インターネットやS N Sの利用は、情報の収集や発信に優れている一方で、いじめや犯罪に巻き込まれ、加担をしてしまう危険性があります。児童生徒には、情報モラル教育や道徳教育の徹底をはじめ、家庭と連携した利用のルールづくりや道徳的判断の育成を進めてまいります。

いじめの対応については、学校・家庭・地域が子どもたちの日々のささいな変化や兆候を見逃さず、早期発見と早期対応の徹底を行い、「いじめはどんな理由があっても許されない」という共通した認識を持って、未然防止に向けた学習機会や啓発機会の確保、いじめを防止する組織的な学校の体制づくりを推進してまいります。

学校生活の心理テストであるWEB-QUテストをタブレット端末を活用して実施し、不登校やいじめの早期発見と未然防止、学校生活の質の向上に努めるとともに、不登校や困り事を抱えている子どもたちには、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用も図りながら、生徒指導体制と教育相談体制の充実に努めてまいります。

健やかな体の育成については、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果を踏まえ、学校体育、少年団、部活動による体力・運動能力の向上を図るほか、フッ化物洗口による虫歯の予防、食育推進計画による心身ともに豊かな健康の保持増進を図ってまいります。

外国語教育の充実につきましては、グローバル化する社会で活躍する人材の育成に資するよう、外国語指導助手の活用や対話を重視した授業の充実に取り組んでまいります。

また、中学生のシンガポールへの海外研修派遣事業を継続し、語学学習や異文化交流を通じて国際的視野を持つ人材の育成を推進してまいります。

特別支援教育においては、障がいのある子どもたちの能力や可能性を伸ばし、自立や社会参加に向け、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導・支援に取り組み、充実感や達成感を感じながら生きる力を身につけることができるよう努めてまいります。あわせて、保・小・中・高の連携による支援体制と子どもの特性に応じた支援方法の工夫・改善に努め、切れ目のない組織的・継続的な教育を推進してまいります。

教職員の資質向上については、研修への積極的参加を促進し、十勝教育局による要請訪問の活用など、実践的指導力を養い、子どもたちや保護者に信頼される学校づくりを行ってまいります。

長崎県西海市との姉妹市町交流事業については、長崎県西海市との協議により、これまで2年間かけて実施してきた受入れ事業と派遣事業を令和8年度より隔年による単年での実施方法に改めるため、令和7年度は事業内容の精査を行い、相互交流のさらなる発展を目指してまいります。

中高一貫教育は、「地域の教育力を結集し、広尾の子どもは広尾で育てる」を基本理念に、確かな学力の定着、人間性・社会性の向上、地域に貢献する生徒を目指す生徒像として、今後も地域の理解と協力により、そのメリットを最大限に生かした教育を展開し、生徒の進路実現を支援してまいります。学校間の連携は、コミュニティ・スクールを軸とし、ふるさとを学ぶ「ひろお学」による小・中・高の連携をさらに推進してまいります。

学校における働き方改革については「学校における働き方改革広尾町アクション・プラン（第3期）」で定めた業務改善を図るとともに、それにより教職員が子どもたちと向き合う時間の確保に努めます。

学校施設につきましては、昨年は学校における暑さ対策として小中学校のエアコン整備事業を優先的に実施いたしました。今後も引き続き子どもたちの学習・生活の場として計画的かつ適切な維持管理を行うとともに、より安全で快適な教育環境の整備に取り組んでまいります。

学校給食については、児童生徒の心身の成長と健康を支える上で必要な栄養バランスの取れた安心・安全な給食を提供するとともに、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけることができるよう、食育の充実を推進してまいります。

また、地元の食材を活用した「ふるさと給食」を通して地域の産業や食文化の学びに取り組むことで地域への愛着を育みつつ、食への知識や関心が高まるよう努めてまいります。

学校給食費については食材費が値上がりの傾向にありますが、子育て世帯の負担軽減のため、本年度も引き続き無償化に取り組めます。

社会教育関係であります。

第3次広尾町生涯学習推進計画を基本とし、町民が望む学習を行い、地域でその能力を発揮できるよう、関係機関等と連携して取り進めてまいります。

「広尾つ子応援団」は、生涯学習コーディネーターを中心に、児童生徒の自己肯定感を育み、地域住民の教育に対する関心を高めるとともに、当該活動への参加を促進することに努めてまいります。

芸術・文化関係のサークル活動については、各団体の活発化に向けて支援を続けるとともに、引き続き若年層の取り込みと、担い手の人材育成を図られるよう連携してまいります。

野塚公民館・音調津総合センターについては、地域の文化・交流活動の拠点施設として、利便性の向上を図りながら適正な管理に努めてまいります。

郷土の歴史や伝統文化の継承の役割を持つ博物館等については、多くの方々に来館していただくため、音声ガイド等の設備を更新し、効率的な運営を図るとともに、坂本直行氏をはじめとした広尾町に多大な功績を残された方々の歴史的価値を再認識してもらえるよう努めてまいります。また、史跡の研究と保護・保存にも努めてまいります。

青少年の健全育成については、地域の資源・人材を活用して、子どもたちが豊かな人間性と健やかな心身を育めるよう、引き続き取り組んでまいります。

国際交流については、中高生の海外研修派遣事業を通して生徒が英語力のみならず、グローバルな価値観や知識の習得をすることを目指すとともに、幼児教育におけるコミュニケーション能力育成の一環としてキッズ英会話教室を継続してまいります。

シーサイドパーク内のオオバナノエンレイソウについては、引き続き植生状況の把握や保全活動を行ってまいります。

青少年活動の場である勤労青少年ホームについては、安全に施設を利用していただけるよう、適正な管理に努めてまいります。

スポーツ振興については、総合型地域スポーツクラブの設立に向け、各年齢層に応じた事業の展開を継続することで、スポーツに親しむ環境整備を図るとともに、体育連盟やスポーツ少年団などの関係団体や地域との連携に努めてまいります。

また、少子化や教員の働き方改革に伴う、部活動の在り方については、試行的にインストラクターによる部活動支援等を実施し、教員の負担軽減に努めるとともに、関係団体と連携しながら地域への段階的移行に努めてまいります。

体育施設については、利用者が快適に活動を行えるよう、適正な管理に努めてまいります。

図書館については、利用の促進を図るとともに、町民のニーズに合わせた図書の配置や収集を進めるなど、さらに利便性を高め読書活動の推進を図ってまいります。

また、「ブックスタート」「出前おはなし隊」などの取組を、ボランティアの協力を得ながら開催してまいります。加えて、児童生徒の読書意欲を支えるため小中学校との連携に努めてまいります。

児童福祉会館については、社会教育関係団体や図書館サークル等の活動拠点として支援を実施し、安全に施設を利用していただけよう適正な管理に努めてまいります。

むすびに。

以上、令和7年度の教育行政の執行に関する重点政策を申し上げました。

教育委員会といたしましても、町長部局との緊密な連携の下、広尾高校の存続に努めるとともに、将来の広尾町を担う子どもたちの教育環境の向上と、生涯を通じて知識と時代の変化に応じた学習ができるよう、環境づくりに取り組んでまいります。

町民の皆様並びに町議会議員の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

以上で、令和7年度教育行政執行方針とさせていただきます。

1、議長（堀田） 以上で、教育行政執行方針を終わります。

ただいまの町政執行方針及び教育行政執行方針に対する質問は、6日と7日の一般質問時に発言を許しますので、本日の午後3時まで、または散会后2時間以内に具体的内容を記載した文書をもって通告願います。

◎日程第9 選挙第1号

1、議長（堀田） 日程第9、選挙第1号 広尾町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙についてを議題とします。

選挙管理委員会委員が令和7年3月11日で任期満了となるため、地方自治法第182条の規定に基づき、選挙を行うものであります。

お諮りします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定に基づき、指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと求めます。

したがって、選挙は指名推選で行うことに決しました。

お諮りします。指名の方法は、議長において指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

これより指名します。

広尾町選挙管理委員会委員に、(19)田^ア行氏、鎌田利則氏、行木利江子氏、徳永彰氏、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました方を選挙管理委員会委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました(19)田^ア行氏、鎌田利則氏、行木利江子氏、徳永彰氏、以上の方が選挙管理委員会委員に当選されました。

次に、選挙管理委員会委員補充員に、第1順位、齊藤美津雄氏、第2順位、長田吉弘氏、第3順位、小柳かおり氏、第4順位、宮下栄真氏、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました方を選挙管理委員会委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました第1順位、齊藤美津雄氏、第2順位、長田吉弘氏、第3順位、小柳かおり氏、第4順位、宮下栄真氏、以上の方が順序のとおり選挙管理委員会委員補充員に当選されました。

◎日程第10 議案第8号

1、議長（堀田） 日程第10、議案第8号 地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院第2期中期計画の一部変更の認可についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

田中町長、登壇願います。

1、町長（田中） 議案第8号 地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院第2期中期計画の一部変更の認可について提案理由を申し上げます。

本案は、地方独立行政法人法第26条第1項の規定に基づき、地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院第2期中期計画の一部変更を認可するに当たり、同法第83条第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

この第2期中期計画は、令和5年度から令和8年度までの4年間において本町が定めた第2期中期目標を達成するために、国保病院が策定した計画であります。

このたびの一部変更の主たる内容につきましては、第2期中期計画に登載していた人工透析の体制整備に関する項目を削除し、それに伴う関連予算等を整理するものであり、本町の第2期中期目標の一部変更に沿った計画変更であると認められることから、認可すべきと判断したものであります。

なお、詳細につきましては、担当参事に補足説明をいたさせます。

以上、提案理由とさせていただきます。議決方よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） 次に、補足説明をさせます。

宝泉保健福祉課参事。

1、保健福祉課参事（宝泉） 補足説明をいたします。

議案資料の1ページをご覧ください。

第2期中期計画の一部変更の新旧対照表でございます。

変更の内容を説明いたします。

表の右側、変更前の欄、上段の1、町立病院としての役割、(2)、地域医療の維持の「⑤ 人工透析 関係機関との調整後、可及的速やかに着手し体制整備をする。」、この項目が削除されます。

次に、その下の第12、業務運営に関する事項、1、施設及び設備に関する計画、表内の上段、病院施設・設備の整備の項、予定額1億円は、左側の変更後の欄ゼロに変更されます。透析治療スペース確保のための建物の増改築で予定していた建設改良費1億円につきまして、その全額を減額するものであります。

次に、同じ表内の下段、医療機器等の整備・更新の項、予定額1億2,500万円は、変更後の欄2億2,000万円に変更されます。9,500万円の増額は、透析治療で予定していた医療機器の購入費3,000万円を減額し、電子カルテシステムの更新費用1億2,513万8,000円を追加することによるものであります。電子カルテシステムにつきましては、既に耐用年数を経過しており、セキュリティ対策を維持するため、更新が必要となったもので、7年度中の更新が予定されております。

次に、3、中期目標の期間を超える債務負担、表内の下段、長期借入金償還債務の項、次期以降償還額1億4,300万円は、変更後の欄1億700万円に変更されます。これは長期借入金の9年度以降の償還額を示すもので、透析治療で予定していた借入金の償還分を減額し、電子カルテシステムの更新で予定される借入金の償還分を追加したものであります。

その下の4、積立金の処分に関する計画につきましては、変更後の欄の記載のとおり、積立金の使途を新たに明示するものであります。

次のページ、2ページをご覧ください。

別表1、予算の新旧対照表でございます。

初めに、7年度の予算の変更につきまして説明いたします。

表の右側、変更前の欄、R7年度の欄の下段、投資支出、建設改良費1億5,000万円は、変更後の欄1億4,513万8,000円に変更されます。486万2,000円の減額は、透析治療で予定していた建物の増改築費用1億円と医療機器の購入費3,000万円、合わせて1億3,000万円を減額し、電子カルテシステムの更新費用1億2,513万8,000円を追加することによるものであります。

次に、中段やや上の資本収入、長期借入金7,290万円は、変更後の欄4,040万円に変更され、その下の運営費負担金8,962万1,000円は、変更後の欄5,725万9,000円に変更されます。いずれも、透析治療分の減額と電子カルテシステムの更新分の追加であります。

その下のその他資本収入412万5,000円は、変更後の欄6,412万5,000円に変更されます。6,000万円の増額は、電子カルテシステムの更新の財源となる国保特別調整交付金の追加によるものであります。

次に、8年度の予算につきまして説明いたします。

表の右側、変更前の欄、R 8年度の欄上段、営業収益、医業収益 7億3,892万円は、変更後の欄6億4,083万6,000円に変更されます。9,808万4,000円の減額は、透析で予定していた医業収益を減額するものであります。

その下のほうの営業外収益、運営費負担金収益、その下の運営費交付金収益につきましては、透析分の減額と、それから電子カルテシステム更新分の追加により、変更後の欄の記載のとおりそれぞれ変更されます。

次に、中段やや下の医業費用、給与費 5億5,766万円、その下の材料費9,592万6,000円、その下のほうの一般管理費、経費9,305万5,000円につきましては、透析治療で見込んでおりました臨床工学技士の人件費、薬品費、診療材料費、光熱水費をそれぞれ減額するもので、変更後の欄の記載のとおり変更されます。

最後に、その下のほうの営業外費用、支払利息55万6,000円は、変更後の欄32万円に変更されます。透析治療分の減額と電子カルテシステム更新分の追加によるものであります。

なお、3ページの別表に収支計画、4ページの別表3、資金計画につきましても、別表1の予算と連動してそれぞれ変更となるものであります。

補足説明は、以上でございます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第8号 地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院第2期中期計画の一部変更の認可についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第9号

1、議長（堀田） 日程第11、議案第9号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

田中町長、登壇願います。

1、町長（田中） 議案5ページであります。

議案第9号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本案は、表題にあります法律の施行により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、同法で規定された定義を引用している条項にずれが生じる条例2件を一括して改正するものであります。

第1条では、広尾町税条例について、第2条では、広尾町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例についての改正を規定しております。

議案資料の5ページから7ページに新旧対照表がございますので、ご確認をいただければと思います。

なお、本改正条例は、附則におきまして、表題の法律の関係条文が施行される日から施行したいとするものであります。

以上、提案理由とさせていただきます。議決方よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第9号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第10号

1、議長（堀田） 日程第12、議案第10号 広尾町史編さん委員会条例の制定についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

田中町長、登壇願います。

1、町長（田中） 議案第10号 広尾町史編さん委員会条例の制定について提案理由を申し上げます。

本案は、広尾町史編さん事業に関する町の附属機関として、広尾町史編さん委員会の組織運営に関し必要な事項を定めるものであります。

第1条は目的及び設置について、第2条は所掌事項を定めるものでありまして、町史の編さんを円滑に行うために必要な資料の収集をしていただくとともに、収録する内容につきまして、各分野の専門的な立場からの意見をいただくものであります。

第3条から第5条までは、委員会の組織等について定めるものであります。委員会の委員は10人以内とし、関係団体や学識経験を有する者など必要と認める者の中から委嘱をいたします。委員の任期は、町史の編さん終了までとしています。委員長と副委員長は、委員の互選により選出するものであります。

第6条は、会議の運営について定めるものであります。会議は委員長が招集し、委員長が議長を務めること、また、会議は、委員の過半数の出席で成立すること。委員長は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見の聴取や資料の提出を求めることができるものとしてあります。

第7条は委員会の庶務について、第8条は委員の報酬について、第9条は条例の定めのない事項は委員長が委員会に諮って定めるとするものであります。

なお、本条例は、附則におきまして、令和7年4月1日から施行したいとするものであります。

以上、提案理由とさせていただきます。議決方よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第10号 広尾町史編さん委員会条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第11号

1、議長（堀田） 日程第13、議案第11号 広尾町地域公共交通会議条例の制定についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

田中町長、登壇願います。

1、町長（田中） 議案第11号 広尾町地域公共交通会議条例の制定について提案理由を申し上げます。

本案は、道路運送法の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の規定に基づき、地域公共交通計画の作成に関する協議及び実施に係る連絡調整を行うために設置する「広尾町地域公共交通会議」の運営に必要な事項を定めるものであります。

第1条は設置目的、第2条は協議事項を定めるもので、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に規定する地域公共交通計画の作成に関することなどを協議する事項としております。

第3条から第5条までは、交通会議の組織等について定めるものであります。交通会議の委員は、関係団体やバス、タクシーの事業者、住民や利用者など、必要と認める者の中から委嘱をいたします。委員の任期は2年とし、再任を可能としています。会長は町長が当たり、副会長は会長が指名するものであります。

第6条は、会議について定めるものであります。会議は会長が招集し会長が議長を務めること、また、会議は委員の過半数の出席で成立すること、会長は必要に応じて関係者の出席を求め意見の聴取を求めることができるとするもの、事情により書面会議を行うことができるとするものであります。

第7条は、交通会議の協議結果について、関係者は誠実な実施に努めるとするものであります。

第8条は事務局の事務について、第9条は委員の報酬及び費用弁償について、第10条は委員の守秘義務について定めるものであります。

第11条は、条例の定めでない事項は、会長が協議会に諮って定めるとするものであります。

なお、本条例は、附則におきまして令和7年4月1日から施行したいとするものであります。

以上、提案理由とさせていただきます。議決方よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第11号 広尾町地域公共交通会議条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第12号

1、議長(堀田) 日程第14、議案第12号 非常勤の特別職の職員に対する報酬、費用弁償支給条例の一部改正についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

田中町長、登壇願います。

1、町長(田中) 議案第12号 非常勤の特別職の職員に対する報酬、費用弁償支給条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

本案は、議案第10号及び第11号で新たに広尾町の附属機関として設置する「町史編さん委員会」及び「地域公共交通会議」を別表の日額報酬を定める法令条例委員等に追加したいとするものであります。

議案資料の8ページに新旧対照表がございますので、ご確認いただければと思います。

なお、本改正条例は、附則におきまして、令和7年4月1日から施行したいとするものであります。

以上、提案理由とさせていただきます。議決方よろしくお願い申し上げます。

1、議長(堀田) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第12号 非常勤の特別職の職員に対する報酬、費用弁償支給条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第13号～日程第16 議案第14号

1、議長（堀田） 日程第15、議案第13号 広尾町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてと日程第16、議案第14号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正についての2件を一括議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

田中町長、登壇願います。

1、町長（田中） 議案第13号及び議案第14号の2件について、一括して提案理由を申し上げます。

本案2件は、令和6年5月に育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律が公布され、関係法令の一部改正に伴い、本町の関係条例において引用している箇所について所要の改正を行うものであります。

初めに、議案第13号 広尾町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてであります。

議案資料9ページから10ページをお願いいたします。

新旧対照表であります。

10ページになりますけれども、第8条の4、第2項の改正は、育児を行う職員の時間外勤務の制限について、養育する子の対象を「3歳に満たない子」から「小学校就学の始期に達するまでの子」に拡大するものであります。

第15条の改正は、第17条の2の新設に伴う文言の追加であります。

11ページの第17条の2は、職員が家族を介護しなければならない状況となった際、当該職員に対して、仕事と介護を両立するために任命権者が行うべき措置について、第17条の3は、仕事と介護を両立できる勤務環境整備のために任命権者が行うべき措置について、それぞれ新たに条文を定めるものであります。

議案に戻っていただきまして、附則であります。

議案の14ページ、附則であります。第1条において、本条例は、法律の施行日であります令和7年4月1日から施行し、ただし書で、附則第2条の規定は、公布の日から施行したいとするものであります。

第2条は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、令和7年4月1日以降の日を

時間外勤務制限開始日とするための請求を改正条例施行日前からできるよう経過措置を設けるものであります。

次に、議案第14号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてであります。

議案資料の12ページをお願いいたします。

新旧対照表であります。

第22条第3項の文中、法改正に伴い、引用する条項にずれが生じたことから改正するものであります。

議案に戻っていただきまして、附則であります。

本条例は、法律の施行日であります令和7年4月1日から施行したいとするものであります。

以上、提案理由とさせていただきます。議決方よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案2件に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。議案第13号 広尾町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてと議案第14号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正についての2件を一括して討論、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第13号と議案第14号の2件を一括して討論、採決することに決しました。

お諮りします。本案2件は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案2件は討論を省略します。

これより議案第13号 広尾町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてと議案第14号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正についての2件を一括採決します。

お諮りします。本案2件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案2件は原案のとおり可決されました。

休憩します。

午後 1時44分 休憩

午後 2時00分 再開

再開します。

◎日程第17 議案第15号

1、議長（堀田） 日程第17、議案第15号 広尾町職員給与条例の一部改正についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

田中町長、登壇願います。

1、町長（田中） 議案第15号 広尾町職員給与条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

本案は、令和6年度人事院勧告に基づき、令和7年度より施行する給料表の改正について、再任用職員の給与に係る適用除外に関する条文の改正のほか、扶養手当等に関する文言整理を行うものであります。

内容につきましては、担当課長のほうより補足説明をいたさせます。

議決方どうぞよろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） 次に、補足説明をさせます。

山崎総務課長。

1、総務課長（山崎） それでは、議案第15号 広尾町職員給与条例の一部改正について補足説明させていただきます。

議案資料のほうで説明させていただきますので、資料の13ページをお願いいたします。

広尾町職員給与条例の改正概要であります。

ここでは、令和6年の人事院勧告に基づきまして、条例改正の概要について2点を挙げております。

1点目ですが、給料表の改正であります。

（1）にありますとおり、3級以上の各級の初号付近の号俸をカットし、初号の給料月額を引き上げるものであります。

行政職給料表につきましては、3級は4号俸、4級及び5級は8号俸、6級は12号俸をそれぞれカットし、表のほうにお示ししていますとおり、初号の給料月額を引き上げるものであります。

次のページ、14ページ以降、医療職給料表（一）及び（二）の号俸カット数と初号の給料月額引上げについて、表のほうでお示しをさせていただいております。

資料の15ページをお願いいたします。

下段のほう、2であります。再任用職員への手当支給の拡大であります。

内容といたしましては、住居手当と寒冷地手当を支給できるよう、適用除外についての規定を改正するものであります。

16ページをお願いいたします。

新旧対照表であります。

中段、第8条の第6項、これと18ページの第23条、これにおきまして再任用職員への手当支給に係る適用除外について規定しておりますが、このうち住居手当と寒冷地手当、これに関する文言を削除することで手当支給を可能とするものでございます。このほか、国家公務員給与法の改正に合わせまして、文言等の整理を行っております。

次の19ページ以降につきましては、各給料表の対比表となっておりますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

議案書の32ページをお願いいたします。

附則であります。

第1条におきまして、本条例につきましては、令和7年4月1日から施行したいとするものであります。

第2条であります。給料表の切替日であります。令和7年4月1日の前日から引き続き在職する職員の切替日における給与号俸につきまして、附則の別表として号俸の切替え表を定め、別表に基づき新号俸への切替えを行うとするものでございます。

第3条であります。第3条につきましては、給料表の切替日前日に職務の級の異動があった場合、この場合も切替え後の新号俸について必要がある場合は、町長の定めるところにより必要な調整を行うことができるものとするものでございます。

補足説明は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第15号 広尾町職員給与条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第16号

1、議長（堀田） 日程第18、議案第16号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

田中町長、登壇願います。

1、町長（田中） 議案第16号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

先ほどの議案第15号で提案をさせていただきました職員給与条例との整合を図るため、文言の整理を行うものであります。

詳細につきましては、担当課長のほうから補足説明をさせていただきます。

議決方どうぞよろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） 次に、補足説明をさせます。

山崎総務課長。

1、総務課長（山崎） それでは、議案第16号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について補足説明をさせていただきます。

議案資料の26ページをお願いいたします。

新旧対照表であります。

職員給与条例と整合を図るために、第2条第3項に管理職員特別勤務手当の文言の追加、また、第5条では扶養手当支給対象の規定の改正をするものであります。

資料27ページをお願いいたします。

第13条の2は、管理職員特別勤務手当についての規定を新設するものでございます。また、職員給与条例と同様に再任用職員へ住居手当と寒冷地手当を支給できるよう、第18条の適用除外についての規定から住居手当を指す第6条と寒冷地手当を指す第9条を削除してございます。

なお、附則におきまして、本条例につきましては、令和7年4月1日から施行したいとするものでございます。

補足説明は、以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第16号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてを採決し

ます。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第17号

1、議長（堀田） 日程第19、議案第17号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

田中町長、登壇願います。

1、町長（田中） 議案第17号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

ただいまの15号、16号の議案に関連いたしまして、附則において経過措置として定めております暫定再任用職員の給与に係る適用除外に関する条文を改正するものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長より補足説明をいたさせます。

議決方よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） 次に、補足説明をさせます。

山崎総務課長。

1、総務課長（山崎） それでは、議案第17号につきまして補足説明をさせていただきます。

議案資料の28ページをお願いいたします。

新旧対照表であります。

本条例につきましては、職員の定年延長等によりまして複数の条例を整備したものでございますが、附則の第5条第7項と第6条におきまして、各条例の整備に伴う経過措置といたしまして定めております暫定再任用の給与に係る適用除外に関する規定から住居手当、また、寒冷地手当を示す条項を削除することで、暫定再任用職員に対しまして手当の支給を可能とする改正でございます。

附則におきまして、本条例につきましても、令和7年4月1日から施行したいとするものでございます。

以上で、補足説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第17号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第18号

1、議長(堀田) 日程第20、議案第18号 広尾町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

田中町長、登壇願います。

1、町長(田中) 議案第18号 広尾町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

本案は、令和6年人事院勧告に基づき令和7年度より施行する一般職の給料表改定と同様に、会計年度任用職員の給料表を改正するものであります。

議案資料の29ページをお願いいたします。

条例改正の概要であります。

会計年度任用職員の給料表につきましては、国家公務員行政職俸給表(二)を基にしております。初号付近の号俸を1級は10号俸、3級は4号俸、それぞれカットし、初号の給料月額を引き上げる改正を行うものであります。

次のページに給料表対比表がございますので、後ほどご確認いただければと思います。

議案に戻っていただきまして、54ページであります。

附則におきまして、本条例は、令和7年4月1日から施行したいとするものであります。

以上、提案理由とさせていただきます。議決方よろしくお願い申し上げます。

1、議長(堀田) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第18号 広尾町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第21 議案第19号

1、議長(堀田) 日程第21、議案第19号 広尾町乳幼児等医療費助成事業に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

田中町長、登壇願います。

1、町長(田中) 議案第19号 広尾町乳幼児等医療費助成事業に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

本条例改正は、令和5年度より乳幼児等に係る医療費の助成範囲を広尾高校に通う高校生で広尾町外に住所を有する生徒まで拡大しておりますが、住所を有する市町村において各種医療費の助成を受ける場合の受給者証の交付に関する事項及び当該医療費の一部助成を受ける場合の助成の額について、新たに規定する改正を行うものであります。

議案資料の33ページをお願いいたします。

新旧対照表であります。

第3条の改正は、第1項第3号括弧書きで規定する除外規定を第2項第4号として整理するものであります。

第4条の改正は、第2項にただし書を加え、住所を有する市町村において医療費の助成を受ける場合は、受給者証を交付しないことを追加するものであります。

第6条の改正は、住所を有する市町村において医療費の助成がある場合は、本町で規定する助成額との差額を助成額とする旨の規定を新たに追加するものであります。

34ページをお願いいたします。

第7条は、医療費の助成を規定しておりまして、第2項に第6条で新たに規定した差額を助成する場合を追加するものであります。

新旧対照表の下に参考例をお示ししてありますように、住所を有する市町村において医療費の助成、例として2割がありますけれども、がある広尾高校生徒が医療機関を受診した際、1割の窓口

負担が生じますが、広尾町がその1割差額を助成することで、当該生徒の医療費が無償となるものであります。

議案に戻っていただきまして、本改正条例は、附則におきまして、公布の日から施行したいとするものであります。

以上、提案理由とさせていただきます。議決方よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第19号 広尾町乳幼児等医療費助成事業に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第22 議案第20号

1、議長（堀田） 日程第22、議案第20号 広尾町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

田中町長、登壇願います。

1、町長（田中） 議案第20号 広尾町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

本案につきましては、令和6年第4回定例会において議決をいただきました改正条例の公布後、関係法令の施行に伴い、建築業法施行令及び国立大学法人法施行令並びに関係省令が当該改正条例の施行日令和7年4月1日より前に改正されたことにより、改正条例の一部を改正するものであります。

主な改正内容といたしまして、1点目に、それぞれの資格者の参酌規定の改正、2点目に条ずれの改正となっております。

議案資料35ページに新旧対照表がございますので、ご確認をいただければと思います。

なお、本改正条例は、附則におきまして、公布の日から施行したいとするものであります。
以上、提案理由とさせていただきます。議決方よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第20号 広尾町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第23 議案第21号

1、議長（堀田） 日程第23、議案第21号 定住自立圏形成協定の変更についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

田中町長、登壇願います。

1、町長（田中） 議案第21号 定住自立圏形成協定の変更について提案理由を申し上げます。

本案は、連携協力と役割分担によって、十勝に暮らす住民の豊かな生活の確保と十勝のさらなる発展と魅力の向上を図るため、平成23年7月7日に帯広市と締結した定住自立圏の形成に関する協定書を変更するに当たり、広尾町議会基本条例第12条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

現協定の別表におきまして、追加・修正の協議が帯広市と管内18町村で調ったものであります。別表の改正につきましては、議案資料の新旧対照表で説明をさせていただきます。

議案資料の37ページをお願いいたします。

別表第1、生活機能の強化に係る政策分野、4、産業振興の（5）、広域観光の推進であります。十勝圏域への外国人旅行者の誘客を図る取組として、インバウンドの誘客に関する内容を追加しております。

資料の38ページであります。

（7）の鳥獣害防止対策の推進であります。捕獲等を行う鳥獣被害対策実施隊の課題解決や連

携の方法などに関する内容を追加しております。

次に、5、環境の（１）、地球温暖化防止に向けた脱炭素化社会の構築であります。項目名を「低炭素化社会」から「脱炭素化社会」に変更し、脱炭素社会の構築に向けた取組を連携して推進する内容としたものであります。

以上、提案理由とさせていただきます。議決方よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第21号 定住自立圏形成協定の変更についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

1、議長（堀田） 以上をもちまして本日の日程は全て終了しました。

明日5日は、午前10時から本会議を開きます。

なお、議事日程は当日配付しますので、ご了承願います。

本日は、これにて散会します。

散会 午後 2時24分